

平成13年度において豊かな環境の保全
及び創造に関して講じようとする施策

平 成 13 年 5 月

大 阪 府

この報告は、大阪府環境基本条例第10条の規定により、
本府が平成13年度において豊かな環境の保全及び創造に
関して講じようとする施策をとりまとめたものである。

報告の要旨

この報告は、大阪府環境基本条例第10条の規定により、本府が平成13年度に講じようとする施策を環境総合計画の施策体系に沿ってとりまとめたものである。

平成13年度の主な取組は、「府民とともに考える」という視点を引き続き大切にして、新しい環境総合計画の策定に向けた取組のほか、以下に掲げるとおりである。

自動車公害対策についての取組

二酸化窒素や浮遊粒子状物質に係る環境基準の確保を図るため、現行の自動車NO_x総量削減計画に基づく、低公害な車の普及促進等の発生源対策、物流拠点の整備等の物流対策、公共交通機関の整備等の人流対策及び駐車対策等の交通流対策等の諸施策を引き続き推進するとともに、それら施策に加え、事業者に対する指導の強化等、ディーゼル車対策に重点を置いた新たな総量削減計画を策定する。

また、交通需要マネジメント(TDM)施策を推進し、パークアンドライドや各種施策を組み合わせた社会実験等を実施する。

さらに、自動車騒音対策として、主要幹線道路沿道の騒音の状況を踏まえ、関係機関と連携を図り、発生源対策、交通流対策及び道路構造対策等を総合的に推進する。

有害化学物質対策についての包括的な取組

「大阪府化学物質適正管理指針」に基づき、引き続き、管理物質の使用量等の実態把握に努めるとともに、事業者による排出抑制のための自主管理を促進する。

また、PRT法(Permissible Release Threshold)の円滑な施行に向けて、法制度や排出量の算出方法等についての説明会や届出書の作成・受付を試行するパイロット事業を実施するとともに、同法の化学物質管理指針に留意して自主管理の改善を促進するよう事業者に対し適切に助言していく。

さらに、府内の汚染状況を把握するため、環境中におけるダイオキシン類など有害化学物質のモニタリング調査等を行う。

府内のPCB廃棄物について処理のあり方を検討するとともに、中小企業のPCB処理を支援するため新たに創設される基金に拠出する。

地球温暖化対策に向けた取組

「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、府内における温室効果ガスの排出抑制対策の推進を図るとともに、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、府の事務及び事業に関する措置を定めた「大阪府温室効果ガス排出抑制等実行計画」による取組を全庁において引き続き実施する。

また、二酸化炭素の吸収源対策として、府内の森林の保全・管理を適切に行うとともに、住宅建設など府内産木材の利用拡大を通じ、社会全体の中に木のストックを増やしていく行動を促進する。

さらに、ヒートアイランド対策の一環として、輻射熱や乾燥化等を防ぐために屋上緑化や壁面等を活用した都市の緑化を推進していく。

循環型社会の構築に向けた取組

「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」に基づく取組みの推進や、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等の円滑な実施を図るとともに、産業廃棄物の適正処理を推進するため、マニフェスト(産業廃棄物管理票)制度の徹底や、不適正処理の未然防止及び早期是正を図るための監視、指導体制の強化を行う。

また、一般廃棄物、産業廃棄物の減量、適正処理に関する「廃棄物処理計画」を策定する。

さらに、森林・林業の分野で木質資源を活用し、間伐材をはじめとする未利用木質資源をエネルギー等に有効活用する施設を整備する。

自然との共生に向けた取組

野生鳥獣の保護と狩猟の適正化を図るため、「第8次鳥獣保護事業計画」を推進するとともに、「第9次鳥獣保護事業計画」を策定する。

また、「大阪府立自然公園条例(平成13年3月制定)」に基づき、北摂地域のすぐれた自然の風景地を府立自然公園として指定するとともに、泉南西部地域における指定について調整を進める。

さらに、生物多様性の確保のための野生動植物調査、府民参加による周辺山系の保全監視体制の強化、大阪府みどりの基金の活用、緑化推進活動リーダーの養成、緑化センターの活用による福祉緑化の促進、多様な主体の参加による「里山トラスト」活動の促進及び自然環境学習の拠点として「紀泉ふれあい自然塾」の整備等を行う。

上記以外の取組

庁内における率先行動

庁内における率先行動として、グリーン調達方針策定によるグリーン購入の一層の推進、行政文書管理システムの構築によるペーパーレス化、環境会計を取り入れた府営水道環境報告書の作成、公用車の低公害化や中央卸売市場における生ごみ高速減容化処理によるごみ減量化の推進等に取り組んでいく。

大気環境の保全

浮遊粒子状物質について、工場・事業場からのばいじんやガス状の大気汚染物質の排出抑制を図るとともに、浮遊粒子状物質の複雑な発生・生成機構や発生源別の寄与割合の解明等を行う。

水環境の保全

大阪湾の水質改善方策として、COD・窒素及び燐の大阪湾流入負荷量の一層の削減を図るため、「第5次水質総量削減計画」を策定し、推進する。

また、公共用水域の水質を保全するため、河川水質環境基準の類型見直しや新規指定に向けた調査・検討を行う。

農空間等の保全と活用

農業生産活動を通じて、農地・ため池等の自然環境の適正な維持管理を図るとともに、農の持つ教育・福祉機能を活用し、生き物にふれあい、命の尊さを学ぶ場や、農・園芸作業を通じた心身の機能回復や生きがいつくりの場を提供する。

また、ため池や農業用水路の持つ生態系保全機能、防火用水機能及び景観形成機能などを保全し、活用するため、水質浄化や親水性の向上に向けた取組を行い、府民の身近な水辺として整備する。

目次

第1章 豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策の推進

第1節	総合的・計画的な施策推進	1
第1	諸施策の相互連携	1
第2	各種計画の連携	2
第3	多様な施策手法の活用	3
第2節	事業活動における環境への配慮	3
第1	規制的手法の活用	3
第2	環境影響評価の推進	3
第3	自主的な環境管理の促進	3
第4	経済的手法による環境負荷の低減	4
第5	エコビジネスの促進	4
第3節	自主的な活動の促進	5
第1	環境教育・学習の推進	5
第2	自主的な活動の支援	6
第4節	環境情報の活用	6
第1	環境モニタリングの充実	6
第2	環境情報システムの整備	7
第3	環境情報の提供	7
第5節	調査研究の推進	8

第2章 府民が健康で豊かな生活を享受できる社会の実現

第1節	自動車公害の防止	10
第1	自動車排出ガス対策	10
第2	自動車騒音対策	13
第3	環境監視	14
第2節	廃棄物・リサイクル対策の推進	14
第1	廃棄物・リサイクル対策の総合的・計画的推進	14
第2	廃棄物の発生抑制	14
第3	適正なりサイクルの推進	15
第4	廃棄物の適正な処理の推進	16
第5	適正管理のための基盤づくり	16
第3節	大気環境の保全	17
第1	排出の抑制	17
第2	環境監視	18
第4節	水環境の保全	19
第1	発生源対策	19
第2	水の浄化	20
第3	水循環機能の確保	21
第4	環境監視	21
第5節	地盤環境の保全	22
第1	未然防止	22
第2	地盤環境の回復	22
第3	環境監視	22
第6節	騒音・振動の防止	23
第1	固定発生源対策	23
第2	移動発生源対策	23

第7節	有害化学物質対策の推進	24
第1	化学物質の包括的対応	24
第2	ダイオキシン類対策	25
第8節	環境保健対策等の推進	25
第1	公害に係る健康被害の救済と予防	25
第2	公害等の苦情及び紛争の処理	26
第3	事業者における公害防止対策の促進	27
第4	災害時における生活環境の保全	27

第3章 自然と共生する豊かな環境の創造

第1節	生態系の多様性の確保	28
第1	野生動植物の種の多様性の保全	28
第2	野生動植物の生息・生育空間の確保	28
第2節	多様な自然環境の保全・回復、活用	29
第1	貴重な自然の保全	29
第2	森林環境の保全・整備	30
第3	地域緑地の保全	31
第4	農空間の保全と活用	31
第5	水辺環境の保全と活用	32
第3節	自然とふれあう場と機会づくり	33
第1	自然公園の整備・管理	33
第2	森林とのふれあいの場と機会づくり	34
第3	水辺でのふれあいの場と機会づくり	35
第4節	自然環境の保全・創造のための活動の推進	36
第1	推進体制の整備	36
第2	自主的な活動の促進	36

第4章 文化と伝統の香り高い環境の創造

第1節	潤いと安らぎのある都市空間の形成	38
第1	緑豊かなまちづくり	38
第2	水辺環境の整備	39
第3	ゆとりある空間の確保	40
第2節	美しい景観の形成	40
第1	公共事業等による推進	40
第2	適切な誘導・規制	41
第3	景観づくり活動等の促進	42
第3節	歴史的文化的環境の形成	42
第1	歴史的文化的遺産を活かしたまちづくり	42
第2	開かれた歴史的文化的環境づくり	43

第5章 地球環境保全に資する環境に優しい社会の創造

第1節	地球環境保全に資する取組の推進	44
第1	協働による行動の推進	44
第2	地球環境問題への取組	44
第3	開発途上国等に対する環境協力の推進	46
第4	地球環境に関する調査研究の推進	46
第2節	環境に優しい地域づくり	47
第1	循環型社会へ向けた取組	47
第2	基盤の整備	49

第1章 豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策の推進

第1節 総合的・計画的な施策推進

第1 諸施策の相互連携

環境基本条例等の施行・推進

環境基本条例の推進【環境農林水産部】

人の心がかよいあう豊かな環境の保全と創造に向けて、「大阪府環境基本条例」（平成6年3月制定）に基づき、生活環境、自然環境、都市環境及び地球環境に係る環境施策を総合的・計画的に推進する。

生活環境の保全等に関する条例の推進【環境農林水産部】

大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護と生活環境の保全を図るため、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成6年3月制定）に基づき、公害の防止に関する規制の措置や生活環境の保全に関する施策等を推進する。

自然環境保全条例の推進【環境農林水産部】

「大阪府自然環境保全条例」に基づき、自然環境の保全、回復及び活用、緑の創出並びに生態系の多様性の確保を推進する。

景観条例の推進【建築都市部】

個性と魅力に富む都市空間、並びに愛着を持って住むことができる生活空間の創造に府民・事業者・行政がともに取り組むため、景観条例に基づく施策を推進する。

環境影響評価条例の推進【環境農林水産部】

規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなる恐れのある事業について、「大阪府環境影響評価条例」（平成10年3月制定）に基づき、環境の保全について適正な配慮がなされることを確保する。

環境総合計画等の推進

環境総合計画の推進及び新環境総合計画の策定(一部新規)【環境農林水産部】

「豊かな環境都市・大阪」の構築を長期的な目標とする「大阪府環境総合計画」（平成8年3月策定）の進行管理を行い、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

また、府民とともに考える視点を大切にして、循環型社会の構築に向けた新しい計画を策定する。

環境にやさしい大阪府庁行動計画の推進

環境にやさしい大阪府庁行動計画の推進【環境農林水産部】

大阪府が、事業者、消費者の立場からあらゆる事務事業に環境への配慮を徹底していくことを目標として、省エネルギーやリサイクル等の取組を推進する。

グリーン購入の推進(一部新規)【環境農林水産部】

環境にやさしい大阪府庁行動計画及び本庁舎における環境ISOの取組に基づき、事務用品について実施しているグリーン購入(環境にやさしい商品の優先購入)について、「国等による環境物品等の調達に関する法律(グリーン購入法)」に基づく調達方針を作成し、対象品目の拡充を図り、積極的な購入を推進する。

行政文書管理システムの構築(新規)【総務部】

「電子府庁」の実現(2003年度目標)に向けて、庁内の事務を現在の紙で行う事務処理から、電子上で行う事務処理方法に転換する必要があることから、「電子府庁」の基盤整備として「行政文書管理システム」(庁内における文書の取得、作成、流通、保管・保存、廃棄に至る文書のライフサイクル全般を管理するシステム)を構築し、ペーパーレス化を推進する。

ISO14001（環境ISO）の取組の推進

環境ISOの取組の推進【環境農林水産部】

環境にやさしい大阪府庁行動計画に基づく省エネルギーやリサイクル等の取組を一層充実強化するため、平成11年2月に本庁舎において認証取得したISO14001の取組を推進するとともに、府民、市町村、事業者に対し、自主的な環境保全活動の普及を図る。

村野浄水場環境ISOの取組の推進【水道部】

地球環境にやさしい水道事業者として、環境負荷の少ない水づくりを推進するため、府営水道の約8割の水をつくる村野浄水場において、平成11年8月に認証取得したISO14001の取組を推進する。

公害監視センター環境ISO認証取得(新規)【環境農林水産部】

化学物質を取り扱う機関として環境配慮を的確に行うため、公害監視センターで環境ISOの認証取得を行う。

審議会における審議

環境審議会における審議【環境農林水産部】

大阪府環境審議会は、環境基本法、水質汚濁防止法及び大阪府環境審議会条例に基づき、平成6年8月に設置され、府内における環境の保全に関する基本的事項を調査審議する。

自然環境保全審議会における審議【環境農林水産部】

自然環境保全法及び大阪府自然環境保全条例並びに温泉法に基づき、府における自然環境保全に関する基本的事項及び温泉行政に関して必要な事項を調査審議する。

府の機関相互の連携による施策推進

環境行政推進会議の場の活用【環境農林水産部】

府の環境に関する重要な方針決定や意見交換等を行う場として設置した「大阪府環境行政推進会議」の円滑な運営により、庁内機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図る。

府民等との協働による施策推進

豊かな環境づくり大阪府民会議の運営【環境農林水産部】

府、市町村、府民、事業者等で構成する「豊かな環境づくり大阪府民会議」において、毎年度「豊かな環境づくり大阪行動計画 - 地球環境を守る大阪府民のローカルアジェンダ21 - 」を策定し、これに基づき、それぞれの立場で実践活動を積極的に展開する。平成13年度は、府民会議主体の実践活動として、「グリーン購入キャンペーン」の実施、「環境にやさしい消費者になるためのガイドブック（仮称）」の作成等の「グリーン購入推進運動」に重点的に取り組む。

第2 各種計画の連携

各種計画の調整・連携

大阪地域公害防止計画の推進【環境農林水産部】

第6次「大阪地域公害防止計画」に基づき、「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の適用を受ける事業を中心とした各種の公害対策事業及び公害関連事業について、環境総合計画との整合性に配慮し、円滑な推進を図る。

みどりの大阪21推進プランと大阪府広域緑地計画の推進

【環境農林水産部】【建築都市部】【土木部】

みどりあふれる環境の中で心の豊かさを実感できる世界都市大阪を実現していくため、「文化的でアメニティ豊かな都市の実現」、「自然と人間が共生するエコ社会の構築」、「安全な都市づくり」の3つを基本目標とした「みどりの大阪21推進プラン」（平成8年2月策定）の推進に努める。

また、同プランを受け、府全域を対象とした広域的な観点から、みどりの確保目標水準や配置計画等を定めた「大阪府広域緑地計画」（平成11年3月策定）に基づき、計画に示すみどりの将来像の実現に向けて、市町村や府民とも連携した施策を推進する。

主な関係計画との調整・連携【全部局室課】

府における計画のうち、環境に関連する事項を定める計画について、平成13年度に策定する新しい環境総合計画との調和が保たれるよう調整・連携を図る。

第3 多様な施策手法の活用

多様な施策手法の活用【環境農林水産部】

事業活動に対する規制的手法を活用するほか、自主的な環境管理、経済的手段による誘導的手法、環境教育等の多様な施策手法を適切に組み合わせることにより、豊かな環境の保全と創造に関する諸施策の総合的推進を図る。

第2節 事業活動における環境への配慮

第1 規制的手法の活用

規制の措置

公害防止等の環境保全関係法令に基づく規制・指導

【環境農林水産部】【教育委員会】【建築都市部】【総務部】

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」等に基づき、工場・事業場に対して公害の防止に関する規制・指導を行う。

「大阪府屋外広告物法施行条例」に基づき、美観風致の維持及び公衆に対する危害防止のため、適正な屋外広告物の掲出がなされるよう規制・指導を行うとともに、違法広告物の除去作業を行う。

「文化財保護法」及び「大阪府文化財保護条例」等に基づき指定された有形文化財、史跡、名勝、天然記念物等の保護を図るほか、開発地における文化財の保護を図る。

第2 環境影響評価の推進

環境影響評価制度の運用

環境影響評価条例等の施行【環境農林水産部】

事業の実施に際し適正な環境配慮がなされることを確保するため、「大阪府環境影響評価条例」及び「環境影響評価法」に基づき、事業者が実施する環境影響評価に関し、住民、関係市町村長及び大阪府環境影響評価審査会（学識経験者により構成）の意見を踏まえて、必要な指導・助言を行う。また、事業者が実施する事後調査に関し、必要な指導・助言を行う。

環境監視の実施

関西国際空港環境監視機構の運営【環境農林水産部】

知事と泉州9市4町の長により構成する関西国際空港環境監視機構において関西国際空港事業及び関連事業に係る環境監視データ等を収集・検討し、必要に応じて空港事業者等に対策を要請・勧告する。

大阪湾圏域広域処理場整備事業に係る大阪府域環境保全協議会の運営【環境農林水産部】

府と関係3市により構成する大阪府域環境保全協議会において、大阪湾圏域広域処理場整備事業に係る環境監視及び環境保全対策について大阪湾広域臨海環境整備センターを指導する。

第3 自主的な環境管理の促進

自主的な環境管理の促進

環境総括責任者の設置促進【環境農林水産部】

大阪府環境基本条例に基づき、事業者の組織する団体と連携し、国内外の動向や府内の実態を踏まえ、国際標準化機構（ISO）等の環境規格の普及を通じて、環境総括責任者の設置を促進する。

自主的な環境管理・監査に向けての啓発、情報の提供【環境農林水産部】
国際標準化機構、日本工業規格（JIS）における環境マネジメントシステム、環境監査の規格化をうけて、取組が進んでいない中小企業を中心に普及支援を行う。

第4 経済的手法による環境負荷の低減

経済的負担

経済的負担に関する調査検討【環境農林水産部】

製品・サービスの価格に環境保全の費用を適切に反映させるなど、都市・生活型公害の防止、廃棄物の抑制、二酸化炭素排出抑制等、環境負荷の低減につながる誘導方策について、調査検討を進める。

経済的助成

中小企業公害防止資金特別融資【環境農林水産部】

中小企業者が、公害を防止するために必要な処理施設の設置、改善又は工場・事業場の移転に係る費用に対して融資のあっせん及びこれに係る利子補給を行う。

中小企業低公害車等購入資金特別融資【環境農林水産部】

中小企業者が低公害な自動車に買い換える場合等に、購入資金の融資あっせん及びこれに係る利子補給を行う。

低公害車普及促進の優遇税制【総務部】

低公害車の普及を促進するため、自動車取得税の優遇税制を適用する。

小規模企業者等の設備導入に対する支援【商工労働部】

公害防止施設の導入を図ろうとする小規模企業者や納入先から低公害な車への切り替えを要請されている同企業者等に対し、その費用の2分の1以内を無利子で貸付け、又は企業に代わって設備を購入し、割賦販売又はリースを行う（財）大阪産業振興機構に対して事業資金の貸付を行う。

産業活性化資金融資【商工労働部】

中小企業者の脱フロン関連機器導入等、公害・環境対策に係る設備資金について産業活性化資金融資を実施する。

第5 エコビジネスの促進

グリーン購入の推進【環境農林水産部】（再掲：P 1 参照）

豊かな環境づくり大阪府民会議による「グリーン購入推進運動」の実施

【環境農林水産部】（再掲：P 2 参照）

大阪産業グリーン調達環境整備事業【商工労働部】

グリーン商品の市場を拡大するとともに、府内の環境関連企業が有する新技術や新製品の販路確保を支援するため、府内のISO14001認証取得企業や自治体がネットワークを組み、各種の取組を行うことにより環境・エネルギー関連産業の振興を図る。

エコビジネス取組への支援【商工労働部】【環境農林水産部】

今後の大阪産業を担う成長性の高いベンチャー企業を資金面・経営面から支援していくため、（財）大阪産業振興機構を通じて投資や融資を受ける際の債務保証、及び直接投資による資金支援を実施するとともに、資金支援先企業に対するフォローアップ等の経営支援事業を行う。

また、環境保全技術情報の交流を促進する「APEC環境技術交流促進事業」を通して、環境関連の府内の中小企業の製品情報等のインターネットでのホームページの作成を支援する。

環境配慮型商品に関する共同開発研究（新規）【商工労働部】

持続可能な経済成長と地球環境保全の両立を図り、環境関連分野の産業育成に資するため、大阪府産業デザインセンターを中心に「インテリジェント・エコ商品開発検討会」を設け、インテリジェント・エコ商品実用化のための検証を行いつつ、産・学・官による共同開発研究を実施する。

事業成果は開発手法に関するマニュアルの作成、セミナーの開催等により、広く産業界への普及を図る。

資源循環型社会システムの構築と産業育成に関する検討調査(新規)

【商工労働部】【環境農林水産部】

資源循環型社会システムの構築に向け、府内製造事業所の廃棄物排出における課題や再生原料使用に関するニーズなどの実態把握調査を行うとともに、検討委員会を設置し、事業所における環境に配慮した対応の方向性の検討や今後成長が見込まれる環境関連産業の育成に向けた課題の抽出を行う。

第3節 自主的な活動の促進

第1 環境教育・学習の推進

学校における環境教育の推進

授業、クラブ活動等での環境教育への取組【教育委員会】

環境を大切にし、よりよい環境づくりや環境保全に配慮するなどの望ましい行動がとれる人間を育成するため、学習指導要領の趣旨に基づき、環境教育が推進されるよう指導する。

視聴覚教材や環境教育教具の開発・作成・提供【教育委員会】

環境に関する教育に役立つ教材等の作成を行う。

環境教育用施設や実践事例等の情報の収集・提供【教育委員会】【生活文化部】

環境教育用施設や実践事例等の情報の収集及び提供を図る。

教員向け手引書等の指導書の活用【教育委員会】【環境農林水産部】

これまでに作成した「環境教育の手引き（環境にやさしい暮らしと社会を求めて）」、「環境教育プログラム集（地球はみんなの運動場）」、学校版エコライフ活動手引書「エコパル探検隊」の活用を図る。

教員等の環境教育指導者としての養成、研修の実施【教育委員会】

環境教育の基本理念、環境問題の現状と課題、実践のための実験・実習等を中心とした教員研修を行う。

体験型学習施設等の活用等の校外における取組【教育委員会】

自然の中での宿泊を伴う団体生活及び野外活動を通じて、心身ともに健全な少年の育成を図るため、府立少年自然の家を運営し、小・中学校、高等学校、養護教育諸学校の児童・生徒の利用に供する。

社会における自主的な環境学習への支援

環境活動リーダーの支援【環境農林水産部】

地域で環境保全活動に取り組む個人や団体等が活動内容を充実発展できるよう支援を図る「環境活動リーダー支援講習」を「豊かな環境づくり大阪府民会議」との共催により実施する。

啓発や学習、実践活動に必要な資料の提供【環境農林水産部】

府民を対象とした環境啓発リーフレット、実践活動のためのガイドブックの作成や、ビデオの貸し出し等を行い、身近な環境問題について、広く普及啓発を行う。

体験的環境学習のできる場の確保【環境農林水産部】

環境省の「総合環境学習ゾーン・モデル事業」の対象ゾーンに選定され、府内の環境学習施設数カ所において学習資料が整備されたことを活用し、体験的な環境学習活動を推進する。また、環境省の「総合環境学習ゾーン推進事業」により、ゾーン内の各拠点で実施している学習メニューを組み合わせた「総合環境学習プログラム集」や開発した体験学習プログラムをまとめた「環境学習・指導者向けマニュアル」の普及を図る。

府民が環境学習をより効果的に実施するために役立つ情報の提供の場として「大阪府環境情報コーナー」の活用を行う。

実践活動、施設、人材等の情報の収集・提供【環境農林水産部】

インターネット等を活用し、環境教育、啓発活動の施策や施設等の情報提供を行う。また、情報誌「かんきょう夢ひろば」を通じて、「豊かな環境づくり大阪府民会議」の各種取組のPRを行う。

各種月間行事、啓発、イベントに対する参加の促進【環境農林水産部】

6月の環境月間に「おおさか環境賞表彰式」（府民、事業者の自主的な環境保全活動等を奨励するため平成9年度創設）を開催するほか、「グリーン購入キャンペーン」等の各種行事において環境に関する啓発活動等を実施する。

各社会分野における環境教育・学習、実践活動の相互連携の強化促進【環境農林水産部】

家庭、学校、地域、職場等、それぞれの社会分野における環境教育・学習、実践活動の相互連携の強化促進を図る。

効果的な環境教育手法等の開発等【環境農林水産部】

学校における「総合的な学習の時間」における環境教育をテーマとした授業への活用を意識した、各種プログラムの開発や試行、情報発信等を行う。

また、環境教育に関する情報の収集や技能の向上を目的として他団体等と積極的に交流を深め、パートナーシップの構築を図る。

「こどもエコクラブ」活動の支援【環境農林水産部】

地域で環境保全活動に取り組む「こどもエコクラブ」を支援するための交流会を実施する。

推進体制づくり

市町村環境教育推進会議の運営【環境農林水産部】

府及び市町村の環境教育担当者による情報交換の場として、市町村環境教育推進会議を開催する。

豊かな環境づくり大阪府民会議の場の活用【環境農林水産部】

府民、事業者、民間団体、府及び市町村等が協働して地球環境保全に取り組むため、豊かな環境づくり大阪府民会議の場を活用し、相互の連携強化や情報交流を図る。

大阪府環境行政推進会議の場の活用【環境農林水産部】

「大阪府環境行政推進会議」の場を活用して、情報交換や意見交換を行うなど、府における環境教育（学習）関連施策を総合的、体系的に推進する。

第2 自主的な活動の支援

推進体制の整備

豊かな環境づくり大阪府民会議の運営等【環境農林水産部】（再掲：P 2 参照）

活動基盤の充実

大阪府環境保全基金、大阪府みどりの基金の充実【環境農林水産部】

「大阪府環境保全基金」を運営し、環境教育の推進、民間団体の先進的な環境保全活動の支援等、府民の自主的な地域環境保全活動を促進する。

「大阪府みどりの基金」を運営し、緑化の推進及び良好な自然環境の保全を図るほか、(財)大阪みどりのトラスト協会の活動に対して助成を行う。

奨励制度の充実【環境農林水産部】

豊かな環境の保全及び創造に資する民間団体の自主的で先進的な活動に対し、環境保全基金を活用し、補助金を交付する。

また、他の模範となる豊かな環境づくりに向けた活動に取り組み、顕著な功績のあった個人・団体又は事業者を府民会議として顕彰する「おおさか環境賞」を実施する。

環境情報提供施設の拡充【環境農林水産部】

「大阪府環境情報コーナー」等による情報提供機能の拡充を図る。

第4節 環境情報の活用

第1 環境モニタリングの充実

モニタリングの充実

発生源、環境質、モニタリングの充実【環境農林水産部】

大気、水質及び騒音等について環境質あるいは発生源の状況を測定、検査分析するとともに、測定局及び測定機器、分析機器等の整備・更新を行う。

新たな課題に対応するモニタリングの検討【環境農林水産部】
ランドサット等のリモートセンシングデータを活用した広範囲のモニタリングシステムの検討を進める。

第2 環境情報システムの整備

データベースの充実

データの一元的管理、検索・表示等の機能の強化【環境農林水産部】
各種の環境情報の一元管理や検索・表示等の機能の強化等を図り、種々の環境情報を総合的に活用できるよう体系的なデータベース化を推進する。

解析・予測・評価システムの充実

システムの機能強化【環境農林水産部】
環境シミュレーションの高度化等に対応するため、解析・予測・評価を行うソフトウェアの充実や画像処理装置を利用した表示システムの整備を行う。
環境情報提供システムの充実【環境農林水産部】
インターネット等による環境情報提供システムの整備を進める。

第3 環境情報の提供

情報提供体制の整備

環境情報コーナーの充実【環境農林水産部】
環境に関する図書、資料、ビデオ等を収集し、パソコン等も用いて広く府民に提供・公開するとともに、相談にも応じる。
また、環境アセスメントに関する図書を収集整理し、閲覧、縦覧の場を提供する。

情報提供等の充実【商工労働部】

大阪府中小企業支援センターにおいて、中小企業の環境問題や省エネルギーへの対応を支援するため、必要な情報の収集を行うとともに、各種冊子やインターネット等により情報提供を行う。

コンピュータネットワークを利用した提供システムの整備

インターネット等の活用による情報の受・発信【環境農林水産部】
環境保全技術に関する情報を開発途上国等へ発信するとともに、環境に関するイベントや施策の情報提供を推進する。
大阪府域における大気常時測定局での測定データ(最新の1時間値)及び光化学スモッグ緊急時等(予報、注意報等)の発令情報を広報する。

府民参加型の環境ホームページ「かんきょう交流ルーム」の運営【環境農林水産部】

インターネットを活用して、いつでも自由に大阪の環境について情報提供や意見交換を行うことができる府民参加型の環境ホームページである「かんきょう交流ルーム」を運営し、府民、事業者による自主的な環境情報の交流を促進する。

環境白書等の作成

環境白書等の作成【環境農林水産部】
環境の状況や豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策を中心に、環境に関する資料を併せて取りまとめた「大阪府環境白書」や、広く府民に環境問題に関する理解を深めてもらい、行動を促すための小冊子「おおさかの環境」を作成し、情報の提供を行う。

環境報告書の作成

府営水道環境報告書の作成(新規)【水道部】
府営水道の環境保全への取組について、その費用と効果を明らかにする環境会計を取り入れ、整理した「府営水道環境報告書」を作成し、インターネットも活用して広く府民に情報の提供を行う。

第5節 調査研究の推進

【環境農林水産部】 【健康福祉部】 【商工労働部】 【生活文化部】

環境技術の振興

試験研究体制の整備

「大阪府研究開発大綱」に基づき公害監視センター、農林技術センター、水産試験場、淡水魚試験場、公衆衛生研究所、産業技術総合研究所等の府立の試験研究機関や府立大学の試験研究体制の充実、強化に努める。

また、食のゼロエミッション推進に向け、これらの研究資源の一層の有効活用を図るため、農林技術センター新実験棟を整備するとともに、食と環境に関する試験研究機関と府立大学との連携強化を目的としたネットワークづくりに努める。

研究開発の推進

環境保全型農業生産技術や都市廃棄物の再生資源化利用技術、自然環境保全と緑環境創出技術等に関する研究等を推進する。

水域環境の向上を図るための水産資源生存環境及び生態等に関する調査研究を推進する。

環境汚染による健康被害等の研究を推進する。

固相重合技術を活用したPETフィルムからの食品用容器の開発、超高度微生物発酵による動物廃棄物のリサイクルシステムの開発、環境に優しい無廃浴型めっきプロセスの開発、セラミック焼成炉の迅速焼成化の開発等を推進する。

地球環境調和型の生化学反応触媒（酵素等）の高性能・高機能化を目指した基礎研究、光合成能をもつ藻類ユーグレナを用いた食料・飼料化や炭酸ガスの固定・低減化等に関する研究・開発、生分解性素材を用いたプラグ苗トレイ等の開発に関する基礎データの収集、非従来型の太陽電池材料としての有機強誘電性薄膜に関する研究を引き続き推進する。

焼却灰等の溶融により大量に発生する溶融スラグの新規利用をするための基礎的研究とその用途開発を行う。

成果の普及

各調査研究の成果について、専門の学会での発表、所報等への論文の投稿、技術フォーラム等を通じて研究成果の普及を図るとともに、市町村職員や開発途上国に対する技術研修を行うほか、府民にわかりやすく提供する。

また、環境に関する技術のうち、農業関係の新しい技術について、専門技術員、改良普及員を通じて普及を図る。

調査研究の推進

環境の保全と創造に関する実証研究

農耕地の地力、土壌汚染の状況を調査し、環境にやさしい施肥技術、土壌管理方法を確立する。

貴重な自然環境を保全するため、野生動物の生息環境や密度管理手法等の調査及び開発を図るとともに、多様な緑空間の創出のため、効果的な緑化技術の開発を行う。

大都市域におけるSPMについて、ディーゼル排気粒子等のSPMの主要な発生源寄与濃度を同定し、SPM対策に資するデータを得るための研究、ダイオキシン類を含む環境ホルモンの簡便かつ低コストの測定法の確立に関する研究を引き続き推進する。

家庭から出る生ゴミや食品工場等の事業所から出る有機性廃棄物を、排水を適切に処理する廃水処理装置と組み合わせたディスポーザーシステムを用いて、分別収集や回収された有機性廃棄物を有効に再利用する方法を開発する。

環境負荷低減のための数量的分析手法の開発を行う。技術的手法としてGIS(地理情報システム)を用い、環境汚染質・潜在廃棄物としての都市構造物のデジタル地図化を行い、効率的な環境保全対策提言への資料とする。

河川や海域等の環境管理に関する総合的研究

大阪湾の富栄養化及び循環物質に関する調査研究を行う。

大阪湾における海況の変動機構を明らかにするとともに、富栄養化の著しい湾奥部における漁場環境の保全について調査研究を行う。

河川や水路等の水辺に、多様な生物が生息できる環境を維持・創造するため、水辺環境

と魚類等の水生生物との関係を明らかにし、その保全回復及び創造方策を検討する。

水生植物アカウキクサの窒素固定能を利用した水域の富栄養化対策や放射線突然変異法等によるアカウキクサの品種改良に関する研究を行う。

自然度の高い河川と湖沼において、水質と河川環境及び生物群集の存在様式と動態を明らかにすることで、河川及び湖沼の復元回復のための方策を明らかにする。主に生態学的基礎研究を実施する。

豊かな都市環境を保全するため、大阪北部地域を事例に市街地を取り囲む周辺山系の保全活用方策について、住民参加方式を導入しながら探る。また、都市生活での豊かな環境を育むような魅力ある都市景観形成を目指し、堺市を事例に住民参加型のワークショップを通じて貴重な景観資源を抽出するとともにその保全策を探る。

環境と調和した産業技術・システムに関する研究

都市廃棄物や農業生産活動により排出される有機性廃棄物を有効に利用するため、それらの再生肥料化・飼料化技術の開発及び農業用資材としての利用法の確立を図る。

環境保全型農業を進めるため、環境にやさしい土壌管理技術や肥培管理技術の開発、環境に配慮した天敵や拮抗微生物等を利用した総合防除技術体系の確立及び無公害畜産経営技術の開発を図る。

農業における環境負荷の低減のため、生分解性材料等による農業用資材の利用と、その資材の材料的特性から生じる問題点を乳酸菌の生育環境改善効果により補償する技術の利用を同時に応用した新しい植物生産システムの開発を進める。

環境に優しいフロアー用ポリッシュ、洗剤、剥離剤を目指し、作業負荷の低減、低コスト化の可能な材料開発を行う。

感性等に関する研究開発

大型地下街等の都市地下空間の緑化を環境・安全・感性という観点から実現する「地下都市空間エコ緑化システム」の開発を行う。

府内において文化財材料の大気曝露試験を実施し、大気汚染の地域特性及び影響特性を把握する。また、府内の歴史的建造物から採取した銅材料の断面を分析し、層状に堆積した腐食生成物を分析し、大気汚染の時間的変遷を推定する。地域環境特性、汚染物質の影響特性、長期の時間特性を考慮した環境評価手法を確立する。

地球環境保全に関する研究開発

低コストの有機太陽電池を開発し、その評価を行うとともに、用途開発とシステム化に関する研究も行う。地球規模での環境悪化と資源エネルギーの枯渇による危機的な状況を克服するために、ゼロエミッション的技術体系の創造という見地から、新しいシステムによる廃棄物（紙・プラスチック・金属）の再資源化に取り組む。

オゾン層の破壊による紫外線等の影響の解明等のため、光放射センシング技術の開発を行う。

府内における酸性雨発生機構解明の基礎資料を得るため、2地点における継続調査及び梅雨期と秋期36地点におけるイオン成分降水量調査を実施するほか、これらの湿性調査と併行して、ガス・エアロゾル等の乾性調査も実施する。また、酸性雨による森林被害の実態を把握するため、モニタリング調査を実施し、衰退が見られる林分については、その原因解明を行うとともに、健全化のための施行方法を検討する。

排気ガス等の有害ガスを効果的に処理することのできる装置の開発のためにボルテックスチューブを応用することを試み、その評価を行う。

第2章 府民が健康で豊かな生活を享受できる社会の実現

第1節 自動車公害の防止

第1 自動車排出ガス対策

大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画の推進
総量削減計画の推進・改定(一部新規)【環境農林水産部】

「大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画」(平成5年11月策定)に基づき、自動車の単体・車種規制、低公害車の普及、物流・人流・交通流対策や局地汚染対策等の諸施策を推進し、その進捗状況を把握するとともに、事業者指導の強化など、ディーゼル車対策に重点を置いた新たな総量削減計画を策定する。

(ア 自動車単体規制の実施)

自動車単体規制の強化【環境農林水産部】

自動車排出ガスの低減を図るため、最も基本的な対策である単体規制について、長期目標以降も規制を強化するよう国に要望する。

車両の点検・整備の促進【環境農林水産部】

排出ガス低減装置の性能低下をきたすことのないよう定期点検整備の促進等の啓発活動、街頭検査を行う。

最新規制適合車への転換促進【環境農林水産部】

最新規制適合車への転換が促進されるよう、低公害車等購入資金特別融資制度を運用する。

(イ 車種規制の実施等)

車種規制の適正かつ確実な実施【環境農林水産部】

車種規制が適正かつ確実に実施されるよう周知するとともに、早期代替が円滑に進むよう低公害車等購入資金特別融資制度を運用する。

特定地域外からの流入車に対する啓発【環境農林水産部】

特定地域外からの流入車について、特定自動車排出基準適合車とするよう啓発を行う。

(ウ 低公害車の普及促進)

公用車への率先導入(一部新規)【環境農林水産部】【総務部】

府自らが自動車の使用を抑制するとともに、計画的な低公害化を定めた「公用車の低公害車への代替方針」に基づき、平成13年度中にディーゼル車39台と新規登録から13年を超えるガソリン車121台を低公害車等へ代替し、低公害化を図る。

また、知事等専用車についても率先的な取り組みとして低公害車に代替する。

さらに、庁内公用車の燃料供給施設として整備した「大阪府森之宮天然ガス充填スタンド」の運営を行うとともに、民間事業者にも開放し、天然ガス自動車の普及促進を図る。

民間事業者への助成・普及啓発【環境農林水産部】

(社)大阪府トラック協会が行う低公害車導入促進事業に助成するとともに、民間路線バス事業者が導入する低公害バスの購入費用の一部を国土交通省、大阪府及び地元自治体で協調して助成する。

また、「公害健康被害の補償等に関する法律」等で定める地域において、低公害貨物自動車をリース導入する事業者に対し、リース費用の一部を助成する。

さらに、「大阪低公害自動車コミュニティーシステム事業推進協議会(LEVOC)」に参画し、民間事業者等への低公害車の普及や燃料供給施設の整備等を推進する。

技術開発の促進【環境農林水産部】

走行性能、経済性の向上、排出ガスの改善に向けて、国、自動車メーカー等に技術開発の推進について要望する。

また、府民モニターによる電気自動車の実証調査を実施し、日常生活における活用を実証するとともに、利用者の声をメーカーに反映し技術開発を促進する。

燃料供給施設の整備【環境農林水産部】

天然ガススタンドについては、府、関係自治体及び大阪ガス㈱で共同運営（４ヶ所：北大阪流通業務団地充填所、泉南天然ガススタンド、高槻天然ガススタンド、泉大津天然ガススタンド）を行うとともに、燃料供給施設について関係自治体や燃料供給事業者と連携しながら計画的整備を図る。

LEV-6（低NO_x車）の普及促進等【環境農林水産部】

京阪神の６府県市で構成する「自動車排出ガス対策協議会」において、一般に市販されている自動車の中でもNO_x排出量等の少ない自動車を「LEV-6」として指定し、その普及促進を図る。

また、同協議会において、広域的なディーゼル車対策について検討を進める。

（エ 物流対策）

輸送効率の向上【環境農林水産部】

貨物自動車の走行量の軽減を図るため、事業者に対し、共同輸配送の推進、ジャストインタイムの見直し等による輸送効率の向上等の対策を関係機関と連携し呼びかける。

物流拠点の整備【土木部】【建築都市部】

国内貨物輸送の過半数を占める自動車輸送に起因する都市内交通混雑等の解消のため、既存の流通業務市街地の再整備による機能の高度化等の検討を行う。

堺泉北港及び阪南港において、コンテナ埠頭や外貿・内貿埠頭の整備を行い、府営港湾における背後圏の港湾物流需要に適切に対応することにより、都心部における交通渋滞の解消や輸送時間の短縮等による環境負荷の低減を図る。

適切な輸送機関の選択の促進【環境農林水産部】

鉄道、海運の積極的活用を通じて適切な輸送機関の選択が図られるよう関係機関と連携し呼びかける。

事業者に対する指導【環境農林水産部】

各事業所からの自動車排出窒素酸化物の総量を抑制するため、国と連携を図りながら、貨物自動車を大量に使用する事業者に対して、積載率の向上や低公害車の導入等により自動車排出窒素酸化物の計画的な削減を図るよう引き続き指導する。

（オ 人流対策）

公共交通機関の整備及び利便性の向上【環境農林水産部】【土木部】

自家用自動車から公共交通への旅客輸送の転換を図るため、大阪外環状線鉄道、国際文化公園都市モノレール等の鉄軌道の整備を関係機関と連携を図りながら進めるとともに、地方バス路線運行やバスカードシステムの導入に対する助成を行うなど、公共交通機関の利便性の向上を図る。

自家用自動車の使用自粛【環境農林水産部】【土木部】

毎月20日を「ノーマイカーデー」とし、自動車利用の抑制、マイカー通勤から公共交通機関への転換を呼びかけ、交通流の円滑化を図る。

交通需要マネジメント（TDM）施策の推進【環境農林水産部】【土木部】

自動車利用の仕方の工夫や適切な誘導策により、自動車交通の抑制と平準化を図る「交通需要マネジメント（TDM）」施策を推進する。また、パークアンドライド等を実施するとともに、有識者と行政機関、経済界等からなる「大阪交通需要マネジメント推進会議」を活用し、各種施策を組み合わせた社会実験を実施する。

歩道・自転車道の整備【土木部】

歩道未整備道路への歩道設置や、「北河内自転車道」（大規模自転車道）の整備を行う。

（カ 交通流対策）

交通の分散化や道路機能の分化の促進【土木部】

右折レーンの設置、バイパス道路や環状道路の整備、交差点の立体交差化を行う。

駐車対策の推進【土木部】【公安委員会】

府民生活に適応した安全で快適な交通環境づくりを目標に、都心部の主要幹線道路をはじめ、駐車秩序を確立する必要性の高い路線、地域に重点指向したクリアウェイ活動を強化するとともに、関係機関・団体等との連携による違法駐車追放実践活動を推進する。

府立春日丘高校の建て替えにあわせ、その地下に府営駐車場を整備するため実施設計を行う。また、江坂駅南地区でPFIにより立体駐車場を整備するためPFI事業者を公募により選定する。さらに、民間駐車場2か所（堺市・八尾市）について、建設資金の借入金に利子補給を行う市に対し補助を行うほか、北河内府民センター附帯駐車場及び豊能府民センター駐車場の休日開放を継続実施する。

交通渋滞の解消【公安委員会】

安全・快適にして環境にやさしい交通社会を確保するため、信号機の制御、交通情報の提供、バス優先化等を実施する。

交通管制システムの整備【公安委員会】

交通の安全と円滑化を図るため、交通管制センターの拡充整備、信号制御機能の高度化及び交通情報収集・提供機能の強化等、交通管制システムの整備を推進する。

道路情報提供装置の整備【土木部】

府県間道路等において道路情報提供装置の整備を推進する。

道路案内標識の整備【土木部】

交差点付近における「予告」、「案内」、「確認」、「交差道路」の標識設置を行う。

(キ 局地汚染対策)

道路構造の改良、環境施設帯の確保など沿道環境改善方策の導入

【環境農林水産部】【土木部】

二酸化窒素濃度の高い交差点等においては、交通量、道路周辺状況等の該当地域の実情に応じ、沿道環境改善方策の導入に努める。

土壌を用いた大気直接浄化手法の実用化調査の実施【環境農林水産部】

大気汚染濃度が高い交差点等における対策として、土壌を用いた大気の大気直接浄化手法の実用化を図るため、運転管理手法や浮遊粒子状物質(SPM)の除去能力等の調査を実施する。

(ク 普及啓発)

「グリーン配送」の実施(新規)【環境農林水産部】

ディーゼル車対策の一つとして、購入物品等の配送に環境負荷の少ない車を使用する「グリーン配送」を平成14年度から本庁及び警察本部に導入するとともに、自治体や民間事業者への取組の誘導を図り、低公害な車の市場創出及び拡大を図る。

自動車公害防止に関するインターネット上での情報提供【環境農林水産部】

自動車排出ガスによる大気汚染の寄与割合が大きいディーゼル車について、その対策の必要性をインターネットのホームページによる情報発信等を行うとともに、府民・事業者等から今後の対策についての意見を求める。

駐車時におけるアイドリングの規制等【環境農林水産部】

平成10年3月に改正した府生活環境保全条例に基づき、自動車の運転者等に対する駐車時におけるアイドリングの禁止等の遵守徹底を図る。

ノーマイカーデーの実施【土木部】

毎月20日をノーマイカーデーとし、交通安全運動等の広報・啓発とあわせ、府民への周知を図る。

大阪自動車公害対策推進会議を通じた啓発【環境農林水産部】

「大阪自動車公害対策推進会議」を運営し、ポスター、リーフレットの作成及び掲示・配布等により、駐車時におけるアイドリングの禁止の周知徹底や自動車使用の合理化、ノーマイカーデー運動等に対する府民・事業者への理解と協力を呼びかける。

低公害車フェア(仮称)の開催【環境農林水産部】

自動車メーカーや燃料供給事業者の参画を得て、民間事業者や一般ユーザー向けにディーゼル車をはじめとする自動車公害対策に理解を求めるため、低公害な自動車の展示や試乗を中心としたイベントを開催する。

ディーゼル乗用車対策【環境農林水産部】
車種規制の対象外であるディーゼル乗用車について、使用者が排出量のより少ないガソリン乗用車を選択するよう啓発を行う。

(ケ 計画の進行管理)

大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画策定協議会等の運営【環境農林水産部】
現総量削減計画の諸施策をより実効性のあるものとするため、「大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画策定協議会」及び府民代表や学識経験者で構成する「大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画進行管理検討委員会」において進行管理を行う。

排出量の把握等【環境農林水産部】

府内の自動車の交通量及び窒素酸化物排出量を把握する。

浮遊粒子状物質等対策

自動車単体規制の強化【環境農林水産部】(再掲：P10参照)

使用過程ディーゼル自動車対策の推進(新規)【環境農林水産部】

自動車排出粒子状物質の低減を図るため、民間事業者のバスやトラックへのディーゼル排気微粒子除去装置(DPF)装着に対する助成を行う。

総量削減計画の推進・改定(一部新規)【環境農林水産部】

自動車NOx総量削減計画を推進することにより、浮遊粒子状物質(SPM)の低減をも図るとともに、自動車から排出される粒子状物質(PM)の削減目標量を設定した新たな総量削減計画を策定する。

第2 自動車騒音対策

発生源対策

自動車騒音の大きさの許容限度の強化【環境農林水産部】

騒音規制法に基づく自動車騒音の大きさの許容限度の一層の強化を国に要望する。

低公害な車の普及促進【環境農林水産部】

より低騒音の自動車である電気自動車、天然ガス自動車、その他の低公害な車の普及促進を図る。

整備不良等に対する取締りの実施【公安委員会】

自動車に起因する交通公害を防止し、併せて交通の安全と平穏な生活環境を確保するため幹線道路における整備不良車の取締りを実施する。

交通流対策

生活の場における交通対策の推進【公安委員会】

住居地域における交通の安全と静穏な生活環境を確保するため、大型自動車等の通行禁止、一方通行、歩行者用道路等の交通規制を実施し、通過交通を排除する。

幹線道路等における交通対策の推進【公安委員会】

最高速度、進路変更禁止、進行方向別通行区分等の交通規制を総合的に組み合わせて実施し、交通の安全と円滑及び交通公害の防止を図る。

道路構造対策

路面の改良(低騒音舗装の敷設、路面の補修)【土木部】

路面の補修や排水性舗装を国道170号(東大阪市)等において敷設する。

植樹帯の設置【土木部】

騒音を緩和するため、道路の街路樹を増植するとともに樹木の管理を行う。

高架等の構造の改善(連続桁の採用、既設桁の連結等)【土木部】

高架橋の桁の連結及び連続桁の推進を図る。

沿道土地利用対策等

沿道土地利用の適正化及び緩衝空間の確保等【建築都市部】

沿道土地利用の状況を踏まえながら、地域地区制度等の規制誘導手法や土地区画整理事業等の面的整備手法を活用し、道路種別や個別の道路沿道環境に適合した土地利用に努めるとともに、緑地の配置等の緩衝空間の確保に努める。

自動車騒音交通流対策実態調査の実施(新規)【環境農林水産部】

自動車騒音の状況は依然として改善を要することから、高速走行の抑制等、騒音低減に係る交通流対策の手法の検討に必要な基礎資料を得るため、夜間の主要幹線道路の走行状況と騒音の実態について調査する。

第3 環境監視

自動車騒音の常時監視(新規)【環境農林水産部】

主要幹線道路沿道における騒音の状況を把握するため、等価騒音レベルによる測定を継続的に行うとともに、沿道地域の「騒音に係る環境基準」達成状況評価を行う。

第2節 廃棄物・リサイクル対策の推進

第1 廃棄物・リサイクル対策の総合的・計画的推進

大阪府廃棄物処理計画の策定(新規)【環境農林水産部】

一般廃棄物と産業廃棄物を合わせた廃棄物の減量、適正処理に関する廃棄物処理計画を策定する。

第2 廃棄物の発生抑制

開発・生産・流通の各段階での配慮

廃棄物アセスメントの推進【環境農林水産部】

製造工程の新設等に併い、一定量以上の産業廃棄物の排出が見込まれる事業者に対して、「多量排出予定事業者における産業廃棄物の予測評価に関する指導要綱」に基づき、廃棄物の発生量や処理方法について、事前の予測評価の実施を指導する。

製品アセスメントの普及・啓発【環境農林水産部】

「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」の推進を通じて、製品が廃棄物となった時点の対応を考慮した製品づくりを実施するための制度である製品アセスメントの普及を図る。

エコショップ制度の普及【環境農林水産部】

適正包装を実施するなどのごみの減量やリサイクルの推進を宣言する店を登録する制度「エコショップ制度」について普及・啓発を行うとともに、エコショップを中心として容器包装ごみ削減のための府内統一キャンペーンを実施する。

ごみ減量化の推進(一部新規)【環境農林水産部】

大阪府中央卸売市場におけるごみの減量化・リサイクルを推進するため、市場内7カ所のごみ集積場にごみの分別指導員を配置し、ごみの分別排出について徹底を図るとともに、平成13年度より大阪府立産業技術総合研究所の研究成果である「生ごみ高速減容化システム」(コンポスト処理)を導入して、生ごみの高速減容化処理を実施する。

消費者保護条例に基づく表示・包装の適正化【生活文化部】

大阪府消費者保護条例第8条に基づき、現在2事業者団体が、包装は資源の節約及び廃棄物処理を考慮しなければならない旨の適正包装等に係る自主基準を設定しているが、引き続き、消費者が適切かつ容易に選択し、安全に使用できるよう、事業者及び事業者団体による表示及び包装の適正化のための自主基準の設定を促進する。

生活様式の見直し

ごみ減量化・リサイクルアクションプログラムの実践啓発【環境農林水産部】

「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」において策定した「ごみ減量化・リサイ

「クルアクションプログラム」について、事業者、住民、行政のパートナーシップのもとに廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進に取り組んでいく。

ごみ減量・リサイクル啓発事業の実施【環境農林水産部】

府民一人ひとりがライフスタイルを見直し、ごみの減量やリサイクルに取り組む契機とするため、「環境美化・ごみ減量化・リサイクルポスター展」やリサイクル啓発イベントを実施する。

府民の自主的活動の支援【生活文化部】

消費者団体が調査研究成果を発表する場を設け、環境問題やリサイクル問題等をテーマに活動する団体の参加を求め、広く府民への啓発を図るとともに、団体の自主活動の支援を行う。

第3 適正なリサイクルの推進

再使用・再生利用の推進

分別収集促進計画の推進【環境農林水産部】

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」に基づき、平成11年7月に策定した「第2期大阪府分別収集促進計画」により、市町村における分別収集を促進する。

多量排出事業者における産業廃棄物の減量・リサイクルの推進【環境農林水産部】

産業廃棄物を多量に排出する事業者に対して、多量排出予定事業者における産業廃棄物の予測評価に関する指導要綱に基づき、リサイクルの推進を指導する。

再生資源を使用した商品等の利用の促進【環境農林水産部】【商工労働部】

再生資源の循環を促進するため、府・市町村で設置した「大阪府再生資源集団回収推進協議会」を通じて、再生資源業者に対する研修や事業者・府民に対するリサイクル製品利用に関する普及啓発事業を実施する。

「省エネ・リサイクル支援法」に基づき、リサイクル対策等に関し事業者が行う特定事業活動の事業計画に対して承認を行うとともに、法及び税・融資等の支援措置の周知を図る。

建設工事等における産業廃棄物の減量・リサイクルの推進【環境農林水産部】

一定規模以上の建設業者に対して、建設工事等における産業廃棄物の処理に関する指導要綱に基づき、減量化目標の達成や大規模工事における廃棄物アセスメントの実施を指導するとともに、処理計画書や処理実績報告書の徴収を行い、建設廃棄物のリサイクル等による減量化の推進を図る。また、元請業者が、建設廃棄物を自らの責任において処理することを原則とする「大阪ルール」を推進し、適正処理の確保を図る。

建設副産物の再生利用の促進【土木部】

建設副産物の処理に関し、公共工事発注部局において、発生の抑制、再利用の促進、適正処分の徹底を進める。

水道残渣の有効利用の推進【水道部】

三島浄水場の脱水ケーキ（無薬注加圧脱水方式）を、グラウンド用資材として有効利用するため、その販売を（財）大阪府水道サービス公社に委託する。また、水道残渣の有効利用や減量化等を図るため検討を行う。

下水汚泥の有効利用の推進【土木部】

下水汚泥の再利用に当たっては、建設資材化を積極的に推進する。

食品廃棄物等の再生利用等の促進【環境農林水産部】

食品関連事業者等において食品廃棄物の再生利用等が促進されるよう普及啓発を図る。

資源化施設等の整備

リサイクル関連施設の整備【環境農林水産部】【土木部】

リサイクルセンター（金属、ガラス等の資源化施設）、ストックヤード（資源ごみの保管施設）、焼却処理の際に発生する熱エネルギーを有効に活用する施設等のリサイクル関連施設が計画的に整備されるよう、市町村に対して技術的な支援を行う。

また、建設発生土用ストックヤードを引き続き活用し、建設発生土の再利用を推進する。

第4 廃棄物の適正な処理の推進

指導の徹底

ごみ処理の広域化計画の推進【環境農林水産部】

ごみ処理の広域化計画に基づく市町村ブロック会議を運営し、関係市町村とともに、ブロックごとの減量化・リサイクル推進計画及び施設整備計画を検討し、策定する。

マニフェスト（産業廃棄物管理票）制度の徹底【環境農林水産部】

廃棄物の処理において、排出から最終処分までを確認し、適正処理を確保するマニフェスト（産業廃棄物管理票）制度の義務履行を指導する。

多量排出事業者における産業廃棄物の適正処理の推進【環境農林水産部】

産業廃棄物を多量に排出する事業者に対して、廃棄物アセスメントの考え方を導入した多量排出予定事業者における産業廃棄物の予測評価に関する指導要綱に基づき、適正処理を指導する。

建設工事等における産業廃棄物の適正処理の推進【環境農林水産部】

元請業者に対して「大阪ルール」による処理責任の徹底を図るため、建設工事等における産業廃棄物の処理に関する指導要綱及び元請業者の具体的な責務を定めた指針に基づき、適正処理を指導する。

PCB廃棄物適正保管・処理の推進（一部新規）【環境農林水産部】

平成8年4月に策定した「PCB廃棄物適正保管マニュアル」に基づき、廃棄物となったPCB使用電気機器等の保管事業者に対し、適正保管及び適正管理を指導する。

また、府内のPCB処理について、国の動向を見ながら処理のあり方について検討するとともに、中小企業のPCB処理を支援するために新たに創設される基金に拠出する。

中間処理の推進

市町村の一般廃棄物処理事業に関する技術的支援【環境農林水産部】

一般廃棄物処理施設が計画的に整備されるよう、市町村への技術的支援を行い、処理施設の適正な維持管理について指導を行うとともに、一般廃棄物処理施設の新・増設について、国庫補助金の確保に努める。

産業廃棄物処理施設の整備の促進【環境農林水産部】

産業廃棄物の排出事業者及び処理業者に対し、廃棄物処理法等の関係法令の遵守及び周辺地域の生活環境の保全に配慮した適正な処理施設の整備を指導する。

最終処分場の確保

堺第7-3区埋立処分事業の推進【環境農林水産部】

堺第7-3区において、(財)大阪産業廃棄物処理公社を事業主体として、がれき等の埋立による廃棄物処分事業を引き続き実施するとともに、事業の円滑な推進を図るため、同公社に対して必要な技術的援助を行う。

フェニックス事業（大阪湾圏域広域処理場整備事業）の促進【環境農林水産部】

大阪湾広域臨海環境整備センターを事業主体として、大阪湾圏域の広域処理対象区域（近畿2府4県195市町村）から発生する廃棄物の適正な処理を行う大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス事業）を関係府県、市町村等と協力して促進する。また、事業の実施にあたり、搬入予定の廃棄物の調査等を行う。

第5 適正管理のための基盤づくり

情報管理システムの充実

ウェイトデータバンクの充実【環境農林水産部】

ウェイトデータバンク（産業廃棄物情報管理システム）を活用し、廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理の推進を支援するとともに、近畿の各行政機関と連携した広域情報管理システムの整備・運用に参画する。

調査・検討

廃棄物対策に係る公共関与のあり方の検討【環境農林水産部】

廃棄物の適正処理を推進するため、生活環境に影響を及ぼす恐れのある特別管理廃棄物の一部について、府内の処理実態を踏まえた処理システムについて検討する。

実践啓発活動の充実

大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議等による実践啓発活動の充実

【環境農林水産部】

ごみの減量・リサイクルのための各種の啓発活動を推進する。

産業廃棄物適正処理推進事業の実施【環境農林水産部】

産業廃棄物の現状や適正処理に対する認識を深めるため、排出事業者、処理業者、府民を対象とした「産業廃棄物適正処理推進事業」を行う。

産業廃棄物の不適正処理防止の推進【環境農林水産部】

府民に対して、産業廃棄物の「野焼き・野積み・不法投棄、しない！させない！許さない！」の気運を醸成するとともに、処理業者等が適正処理に対する認識を深めることを目的に、11月を「不適正処理防止強化月間」に設定し、監視パトロールを強化するとともに街頭啓発を行う。

協力体制の強化

事業者団体、住民団体、他の地方公共団体及び国との連携の強化【環境農林水産部】

廃棄物の適正管理を進めるため、事業者、府民、他の地方公共団体及び国との連携強化を図る。

産業廃棄物不適正処理対策の強化【環境農林水産部】

産業廃棄物の野焼き等の不適正処理の未然防止及び早期是正を図るため、関係部局・市町村・警察等との連携を密にするとともに、不法投棄監視連絡員制度等の監視・指導体制の強化を図る。

第3節 大気環境の保全

第1 排出の抑制

窒素酸化物対策

工場・事業場の規制・指導【環境農林水産部】

排出基準や総量規制基準の遵守を徹底するとともに、要綱に基づく削減計画や低NO_x機器の普及促進等により、工場・事業場等からの窒素酸化物の排出抑制を図る。

地域冷暖房システムの導入促進【環境農林水産部】

業務用建築物が集中する地域への適正な地域冷暖房システムの導入を促進する。

光化学オキシダント対策

炭化水素類排出抑制対策の推進【環境農林水産部】

炭化水素類に係る規制基準の遵守を徹底するとともに、「大阪府炭化水素類排出抑制対策推進要綱」に基づき、排出抑制を推進する。

光化学スモッグ緊急時措置【環境農林水産部】

光化学スモッグ注意報等の発令時に緊急時対象工場に対する燃料使用量等の削減の要請・勧告を行うとともに、自動車の使用者等に対して自動車の運行の自粛を要請し、光化学スモッグの原因物質の一つである窒素酸化物の排出量の削減等を図る。

浮遊粒子状物質対策

浮遊粒子状物質総合対策の検討【環境農林水産部】

浮遊粒子状物質総合対策の検討の一環として、浮遊粒子状物質の原因物質である炭化水素類等の排出実態を把握するための調査を行う。

工場・事業場の規制・指導【環境農林水産部】
排出基準の遵守を徹底し、工場・事業場等からのばいじん及びガス状の大気汚染物質の排出抑制を図る。

硫黄酸化物対策
工場・事業場の規制・指導【環境農林水産部】
排出基準及び総量規制基準の遵守徹底を図るとともに、都市ガス等のクリーンエネルギーへの転換を指導・啓発する。

エネルギー面の対策
クリーンエネルギー化の促進【環境農林水産部】
大気汚染物質の各種排出量削減指導に併せて、都市ガスや灯油等、より良質な燃料の使用について指導・啓発を行い、クリーンエネルギー化を促進する。
省エネルギーの促進【環境農林水産部】【商工労働部】
大気汚染物質の各種排出量削減指導に併せて、省エネルギー型施設の導入について指導・啓発を行い、省エネルギー化を促進する。
「省エネ・リサイクル支援法」に基づき、省エネルギー対策等に関して事業者が行う特定事業活動の事業計画に対する承認を行うとともに、法及び税・融資等の支援措置の周知を図る。
エネルギーの有効活用の促進【環境農林水産部】
工場廃熱や河川水の温度差エネルギー等の未利用エネルギーを活用した地域冷暖房システムの導入を促進する。

悪臭対策
悪臭物質の排出抑制【環境農林水産部】
規制等を直接行う市町村に対し、測定方法、排出防止技術等についての助言・指導を行うとともに、研修等を実施し市町村担当職員の技術向上を図る。
屋外燃焼行為の規制【環境農林水産部】
ゴム・いおう・ピッチ・皮革・合成樹脂その他燃焼により大気を著しく汚染し、悪臭を発生する物質を野焼き状態で多量に燃焼させる行為を規制し、適正な施設での燃焼を市町村とともに指導する。

第2 環境監視

発生源監視
発生源テレメータシステムの整備【環境農林水産部】
大阪府大気汚染発生源常時監視システムを運用し、大規模発生源からの大気汚染物質排出状況の常時監視を行う。
発生源測定、立入検査等【環境農林水産部】
工場・事業場に対して、立入検査や発生源測定を行い、各種規制基準の遵守徹底を図るとともに、大気汚染対策の進捗状況の確認に努める。
各種実態調査【環境農林水産部】
大気汚染物質発生源の動向等を把握するため、燃料・原料使用状況調査及び窒素酸化物排出状況調査等を実施する。

環境監視
大気汚染常時監視【環境農林水産部】
府内の大気汚染状況を迅速かつ効率的に把握し、環境基準の適合状況の把握や環境保全対策の基礎資料としての各種解析等を行う。また、光化学スモッグ注意報等緊急時措置に関する警報受信装置を一部更新する。
関西国際空港周辺地域の大気質の状況を把握・検討するため、泉州地域の測定データの解析を行う。

光化学スモッグ緊急時措置【環境農林水産部】

光化学オキシダント濃度が高くなり緊急時等に該当した場合、関係地域に対して光化学スモッグ注意報等を発令するとともに、当該発令内容を市町村、報道機関、その他関係機関の協力を得て一般に周知し、被害発生未然防止を図る。

定期的環境モニタリング(一部新規)【環境農林水産部】

府内の一般大気中のアスベスト濃度の経年的な状況を把握するため調査を行う。

平成13年度より大気汚染の実態把握と発生源寄与率の解析を行うため、府内8カ所において、ローボリウム・エアサンプラー等で浮遊粒子状物質を採取し、その濃度、成分(金属、イオン、有機性炭素、元素状炭素)に関する調査を行う。

降下ばいじんの測定と内容分析に関する研究【環境農林水産部】

降下ばいじんによる汚染の推移を把握するため、府内9ヶ所において測定を実施する。

第4節 水環境の保全

第1 発生源対策

生活排水対策

生活排水処理計画の推進【環境農林水産部】【健康福祉部】【土木部】

生活排水の100%適正処理を目標として、平成7年に定めた「大阪府生活排水処理計画」を引き続き推進し、下水道や合併処理浄化槽等の普及に努める。

流域下水道事業の推進【土木部】

猪名川流域をはじめ、府内7流域において、流域幹線管渠の延伸、終末処理場の新・増設等、下水道施設の整備を図る。

下水道の高度処理の推進【土木部】

下水処理施設の新設、増設時には、砂ろ過や窒素・燐除去が可能な処理方式の採用を原則として、高度処理対応化を推進する。

合併処理浄化槽の設置促進【健康福祉部】

合併処理浄化槽設置者に対する市町村の補助事業に府が1/3の補助金を交付する合併処理浄化槽設置整備事業を府内の15市町村に対して実施する。

生活排水対策重点地域の指定【環境農林水産部】

生活排水対策の推進が特に必要な区域について、新たな重点地域の指定を検討する。

府民啓発の実施【環境農林水産部】

家庭からの発生源対策の実施促進を図るため、府民啓発を推進する。

農業集落排水処理施設の設置促進【環境農林水産部】

下水道計画区域外の農業振興地域における生活環境基盤の改善と農業用水の水質保全を目的として、平成13年度は岸和田市1地区(大沢地区)において、生活排水の処理施設等の整備を実施する。

大和川流域水環境保全対策の実施【環境農林水産部】

大和川流域の環境基準達成に向けて、国土交通省や奈良県、流域市町村と協力し、生活排水対策府民啓発事業を実施する。

産業排水対策等

工場・事業場の排水規制・指導【環境農林水産部】

工場・事業場の排水規制(濃度規制、COD総量規制)を行うため、工場等への立入検査、採水検査等を行う。

小規模・未規制事業場の指導【環境農林水産部】

未規制事業場からの排水の実態把握に努めるとともに、関係機関と連携して汚濁物質排出量削減のための啓発指導を行う。また、排出抑制のための手法を検討する。

ゴルフ場等農薬対策【環境農林水産部】【健康福祉部】

「大阪府ゴルフ場農薬適正使用等指導要綱」に基づき、ゴルフ場で散布された農薬の流出を監視するため、水質検査を実施し、水質管理目標値による農薬の流出防止の徹底を指導する。

また、農薬の適正使用等を図るため、農薬の使用計画・実績に基づく指導、農薬適正使用専門研修会の実施、現地立入検査等により、農薬使用量の低減、低毒性農薬の使用、環境に配慮した防除法の指導を行う。

環境保全型農業の推進【環境農林水産部】

農薬や化学肥料の使用をできる限り少なくするために、環境にやさしい農業技術の確立とその普及に努めるなど、環境保全型農業の推進を図る。

上水道水源の水質保全

上水道水源の水質保全対策【健康福祉部】【環境農林水産部】

上水道水源の河川及び地下水の水質を監視する。また、上水道水源地域の工場・事業場に対し、有害物質の上乗せ排水基準による排水規制・指導を行うとともに、ゴルフ場に対しては、その他の地域より厳しい水質管理目標値による農薬の流出防止の徹底、農薬の適正使用等について指導する。さらに、「淀川水質汚濁防止連絡協議会」等により、水質事故時の通報等の連携を図る。

大阪湾水質保全対策

瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画の推進【環境農林水産部】

国が定める基本計画の変更に伴い、「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」を見直し、改訂を行う。また、本計画に基づくCOD、窒素・燐の総量削減対策等を推進する。

水質総量削減計画の策定・推進(一部新規)【環境農林水産部】

大阪湾の水質富栄養化状態の改善を図るため、平成16年度を目標年度とした「第5次水質総量削減計画」を策定し、推進する。

関連団体との協力【環境農林水産部】

瀬戸内海の環境保全を推進するためには、沿岸自治体の相互協力が必要であることから、沿岸自治体で構成する瀬戸内海環境保全知事・市長会議、(社)瀬戸内海環境保全協会及び大阪湾環境保全協議会に参加し、国に対して各種の要望を行うほか、瀬戸内海環境保全月間(6月)に府民に対して啓発事業を実施する。

大阪湾大規模油流出事故対策の推進【環境農林水産部】

大阪湾での大規模な油汚染事故発生時の環境保全面での対応に備え、水質等の現況調査及び関連情報の収集整備を行う。

第2 水の浄化

水浄化能力の維持・回復

河川水の直接浄化(薄層流浄化施設等)の実施【土木部】

西除川・東除川において薄層流浄化、恩智川において直接浄化装置の設置を行う。

多自然型川づくり(自浄作用の向上等)の実施【土木部】

生態系に配慮した川づくりとして、現況林の保全、自然河岸の保全及び再生を実施する。

底泥・ごみ等の除去

港湾等の浄化事業(港内清掃事業)【土木部】

堺泉北港内及び付近海面に浮遊している塵芥流木等の漂流物を回収し、処理する。また、阪南、泉州港において、海面に浮遊するごみ等を回収し、処分する。

河川のしゅんせつ【土木部】

平野川において、しゅんせつを行う。

河川の清掃【土木部】

市町村、地元自治会、河川愛護団体等の協力を得て、河川の清掃を行う。

船舶等廃油、流出油対策【土木部】

堺泉北港17か所及び港湾事務所にオイルフェンス、薬剤等を備蓄する。

漁場環境保全対策【環境農林水産部】

漁場に堆積又は浮遊しているゴミを除去し、漁場の再生産機能の回復を図るため、小規模漁場保全事業（海底堆積物の回収、除去）、漁場環境美化推進事業（海中浮遊ゴミの回収、除去及び啓発活動）を行う。

また、内水面漁業権河川において、河川利用者等が投棄したゴミを回収除去し、河川環境の改善を図る。

第3 水循環機能の確保

都市域の保水能力の確保

雨水の貯留浸透施設の設置【土木部】

公共・公益施設又はその敷地において、貯留浸透施設の設置を行う。

透水性歩道の整備【土木部】

駅周辺等において、景観に配慮した透水性のあるインターロッキングブロック舗装による歩道の整備を行う。

大和川水質保全啓発事業の実施【環境農林水産部】【土木部】

大和川の水質改善に資するため、平成13年11月に「大和川・石川まつり」を、平成14年3月には「大和川・石川クリーン作戦」を行う。

水の循環利用の促進

下水処理水の利用【土木部】

各流域において、処理水再利用のための送水幹線建設等、積極的にリサイクルを推進する。

水循環に関する啓発【環境農林水産部】

大阪府水循環再生アクションプログラムの活用により関係機関の意識啓発を図る。

第4 環境監視

発生源監視

発生源テレメータによる監視【環境農林水産部】

水質総量規制のため、水質自動監視システムを運用し、大規模工場・事業場からのCOD排出状況の常時監視を行う。

発生源測定【環境農林水産部】

工場・事業場の採水検査を行い、排水基準や総量規制基準の遵守を指導する。

環境監視

公共用水域の水質の監視【環境農林水産部】

環境審議会の答申を受けて策定した「公共用水域の水質測定計画」に基づき、河川や海域の公共用水域の水質の監視を行う。

また、環境省委託により大阪湾を含む瀬戸内海における水質汚濁、富栄養化の実態を広域的かつ統一的に調査する。

水質事故の監視【環境農林水産部】

事故の未然防止のため、工場等への立入指導や啓発を行うとともに、事故発生時には関係機関と連携して、応急措置、採水検査等による原因究明、再発防止指導を行う。

河川環境基準類型見直しの検討(新規)【環境農林水産部】

公共用水域を保全するための府内の河川について、水質汚濁の状況や利水状況等を総合的に勘案して、水質環境基準の類型の見直しや新たな指定に向けて調査・検討を行う。

第5節 地盤環境の保全

第1 未然防止

規制・指導

地下水の適正利用及び採取規制等の指導【環境農林水産部】

地盤沈下を未然に防止するため、規制地内の関係事業場に対して、地下水の適正利用及び採取規制等の指導を行う。

地下水の代替水の供給【水道部】

工業用地下水の汲上げが規制されている北摂、東大阪及び泉州地域において、引き続き工業用水の安定供給を行う。そのため、計画的に、老朽化した施設の改良を実施する。

有害物質の漏洩及び地下浸透の防止等【環境農林水産部】

工場・事業場の排水規制、有害物質の漏洩及び地下浸透の防止、事故時の措置等の指導を行う。

調査・研究等

地下水の適正利用の検討【環境農林水産部】

大阪南部地域において、地盤沈下の兆候として塩水化が発生しており、地盤沈下を防止するため、地域の実情に応じた地下水の適正利用について調査・研究を実施する。

汚染機構の解明【環境農林水産部】

有機塩素系化合物等有害物質による地下水の汚染機構に関し、情報収集等調査、研究を実施する。

第2 地盤環境の回復

地下水のかん養

雨水の地下浸透機能の向上【土木部】

(再掲：P21 雨水の貯留浸透施設の設置 参照)

浄化対策の検討

土壌・地下水浄化対策の検討【環境農林水産部】

土壌・地下水の浄化について、学識経験者からなる「大阪府地下水汚染対策検討委員会」を設置し、原因究明、浄化対策及び監視体制の強化の検討を行う。

汚染対策指導

有機塩素系化合物による汚染の浄化対策指導【環境農林水産部】

有機塩素系化合物使用事業場に対し、必要な汚染調査及び浄化対策を指導する。

第3 環境監視

環境監視

地盤沈下・地下水位の監視【環境農林水産部】

水準測量調査を行うとともに、地盤沈下観測所において、地盤の層別の変動状況及び地下水位の常時監視を行う。また、地下水採水量を把握するため、地下水採取量調査を行う。

地下水質の監視【環境農林水産部】【健康福祉部】

環境審議会の答申を受けて策定した「地下水質測定計画」に基づき、地下水の水質の監視を行う。また、概況調査等で有害物質が検出され地下水汚染が懸念される地区について、「大阪府地下水質保全対策実施要領」に基づき、汚染範囲の確認のための調査を実施する。さらに、飲用井戸設置者に対しては、井戸の適正な管理について指導啓発を行う。

土壤汚染概況調査【環境農林水産部】

農耕地の地力変化と土壤汚染の状況を全国レベルで捉えるため、「農用地の土壤汚染防止等に関する法律」に基づき、土壤管理の実態と土壤、作物体、かんがい用水の調査を実施する。

第6節 騒音・振動の防止

第1 固定発生源対策

工場・事業場、建設作業

規制・指導【環境農林水産部】

条例の規制権限を委譲している市町村の担当職員に対する技術研修等を行い、工場・事業場、特定建設作業に対する規制・指導の徹底を図る。

土地利用の適正化の促進【建築都市部】【商工労働部】

地域地区制度等の規制誘導手法や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的整備手法、あるいは工場の適地への配置の促進を通じて、工場と住居の無秩序な混在の解消に努める。

近隣騒音

規制・指導【環境農林水産部】

条例の規制権限を委譲している市町村の担当職員に対する技術研修等を行い、カラオケ騒音や拡声機騒音に対する規制・指導の徹底を図る。

啓発活動の促進【環境農林水産部】

市町村等による騒音に係る環境教育や各種啓発活動の促進に努める。

低周波音

調査・研究の推進【環境農林水産部】

低周波音の実態把握を行うとともに、市町村に対する技術的な助言等に努める。

第2 移動発生源対策

航空機

航空機騒音の環境監視【環境農林水産部】

航空機騒音に係る環境基準の達成状況を継続的に把握するため、大阪国際空港周辺においてテレメータシステムにより常時監視するとともに、大阪国際空港及び関西国際空港周辺において関係市町と連携して、航空機騒音の実態調査を行う。

大阪国際空港周辺対策の推進【環境農林水産部】

大阪国際空港周辺緑地整備を推進するため、周辺緑地のうち、利用緑区域における告示日後建物移転補償を行うとともに、用地取得の完了した街区において、実施設計、基盤整備工事、施設整備工事を行う。

また、空港周辺整備機構に対する民家防音工事の補助や、空港周辺住民等に対する移転資金の利子補給、営業者資金のあっせん融資及び利子補給を行う。

鉄軌道

騒音・振動対策の促進【環境農林水産部】

沿線自治体と連携を図り、新幹線鉄道や在来鉄道の事業者による騒音・振動対策を促進する。

調査・研究の推進【環境農林水産部】

沿線自治体と連携を図り、鉄軌道の騒音・振動について実態の把握等を行う。

第7節 有害化学物質対策の推進

第1 化学物質の包括的対応

環境影響の評価

化学物質データベースの構築【環境農林水産部】

インターネット等を利用して、外部データベース等の化学物質情報の収集を行う。また、キーワード検索や日本語での利用が可能なデータベース化の検討を行う。

環境情報システムの構築【環境農林水産部】

化学物質のデータベース化を通じて得られる諸情報をもとに、庁内関連部局で化学物質情報の共有化を図るため、データベースのイントラネット利用等を検討する。

環境調査(汚染状況)(一部新規)【環境農林水産部】【健康福祉部】

環境省委託により、現時点では直ちに環境基準項目とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質(要監視項目)の水質測定調査を公共用水域等で行う。

また、一般環境中の化学物質の存在状況について調査するとともに、国の調査やリスク評価の結果等も収集・整理し、汚染状況等の実態を把握する。

さらに、ゴルフ場からの農薬等の水質の実態調査及び府内の代表的な上水道源である淀川、石川流域で散布された農薬の流出監視を行うための水質調査を実施する。

有害大気汚染物質調査(一部新規)【環境農林水産部】

府内7地点及び国設大阪局において、環境基準が定まっているベンゼン等を含む有害大気汚染物質19物質について、環境モニタリング調査を行う。

また、自動車排ガスの影響を調査するため、国に協力して国設自動車交通環境測定所(四條畷市)において、ベンゼン等の有害大気汚染物質等の環境調査を毎月実施する。

分析手法の開発【環境農林水産部】

国が実施する環境安全性総点検調査(大気質、水質、底質、生物モニタリング)に関する委託を受け、環境調査や分析手法の開発を行うとともに、難分解性物質及び非意図的生成物質の分析法開発、実態調査を行う。また、大阪府化学物質適正管理指針で定める管理物質の測定方法の開発を行う。

環境ホルモンの分析法の検討【環境農林水産部】

環境ホルモンの新規分析法を開発し、既存の分析法を検証する。

大気、水質及び生体中化学物質の測定及び測定法の開発【環境農林水産部】

環境大気中の揮発性有害化学物質について、低濃度レベルでの保存法、分析手法等の基礎的な課題について検討する。また、平成7年5月大気汚染防止法の改正により有害化学物質として対象になった化学物質約230物質を対象とし、分析方法として容器採取法(キャニスター法)の適用範囲について検討する。

酸性、アルカリ性ガスの測定法の開発とその改良に関する研究【環境農林水産部】

大気中の強酸性ガスの捕集、測定法が未確立であるため、デニューダー法による正確な捕集、測定法を開発する。

環境負荷の低減

規制・指導【環境農林水産部】

有害性の高い化学物質について、工場・事業場に対する大気、水、土壌等への排出規制を行うとともに、廃棄物の適正処理を指導する。

化学物質の自主管理の改善の促進(一部新規)【環境農林水産部】

「大阪府化学物質適正管理指針」に従い、管理物質の使用量等の実態把握に努めるとともに、事業者による排出抑制のための自主管理を促進する。

また、P R T R法の円滑な施行に向けて、排出量・移動量の届出の受理体制の整備、法制度や排出量の算出方法等についての説明会を行うとともに、届出の作成や受付を試行するパイロット事業を実施する。

さらに、同法の化学物質管理指針に留意して自主管理の改善を促進するよう事業者に対し適切に助言していく。

第2 ダイオキシン類対策

総合的な対策の推進

大阪府ダイオキシン対策会議等の運営【環境農林水産部】

ダイオキシン類問題について、総合的な対策を推進するため設置した庁内関係課からなる「大阪府ダイオキシン対策会議」を中心に、関係機関と協議し、発生源対策や環境調査等を実施するとともに、専門技術的立場から学識者の意見を得ることを目的として設置した「ダイオキシン類に関する環境対策検討委員会」の活用を図る。

発生源対策

工場・事業場の規制指導【環境農林水産部】

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、廃棄物焼却炉等の特定施設の設置者に対して、特定施設からの排出ガス、排出水、燃え殻及びばいじん並びに最終処分場の放流水についての基準遵守徹底を指導する。

また、廃棄物処理法に基づき、ダイオキシン類の発生防止対策指導の徹底を図る。

ダイオキシン類排出実態の把握【環境農林水産部】

排出ガス・排出水・ばいじん・燃え殻について、ダイオキシン類の測定を指導するなど、排出実態を把握する。

府立学校ダイオキシン対策【教育委員会】

文部省通知「学校におけるごみ処理に係る環境衛生管理の徹底等について」により、府立学校における焼却炉によるごみ処理を中止することに伴い、ごみ処理費を負担する。

環境調査等

ダイオキシン類常時監視【環境農林水産部】

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、府内の環境基準の達成状況や排出削減対策の効果の確認等に資するため、大気、河川・海域の水質及び底質、地下水並びに土壌のダイオキシン類の汚染状況の常時監視を実施する。また、水質・底質等環境試料や排ガス等の発生源試料中のダイオキシン類等の検査・分析を行う。

食品等に含まれるダイオキシン類調査【健康福祉部】

府内産農産物について、ダイオキシン類の汚染実態調査を実施する。

第8節 環境保健対策等の推進

第1 公害に係る健康被害の救済と予防

公害に係る健康被害救済制度等の円滑な実施

公害病認定患者死亡見舞金の支給【環境農林水産部】

「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく認定患者の死亡に際して、その遺族に対し弔慰の意を表すため、関係市とともに死亡見舞金を支給する。

健康被害予防事業の実施【環境農林水産部】

大気汚染の影響による健康被害を予防するために、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、公害健康被害補償予防協会の助成を受けて、低公害車の普及等の円滑な実施に努める。

健康影響等に関する調査研究の実施

大気汚染による健康影響調査【健康福祉部】

大気汚染が府民の健康に及ぼす影響について調べるため、3歳児を対象にアンケートを中心とした疫学調査を実施する。

また、光化学スモッグによる被害等の調査をする必要があると認めたときは、調査班を編成して現地調査等を実施する。

保健所における環境保健業務の実施【健康福祉部】

府民の健康を環境汚染から守るため、保健所において所管区域の状況の把握、環境汚染に係る相談（苦情）の処理、環境啓発等の環境保健業務を実施する。

アトピー性呼吸器疾患の予防に関する調査研究【健康福祉部】

近年、都市中心に著しい増大がみられるアレルギー性鼻炎等の呼吸器アレルギー疾患を予防する目的で、その主要原因であるアトピーの増大に焦点を絞り、地域住民や学童を対象に、府内の診療所、市町村保健センター、府保健所、教育委員会等の協力を得ながら、都市型の生活環境や食生活の関与を疫学的に調査・検討する。

水処理及び水質確保に関する研究【健康福祉部】

飲料水、水道水源河川水について、化学物質、細菌及び生物学的調査研究を行うほか、排水処理の高度化・効率化、着色排水の脱色等の研究を行い、健康被害の防止に資する。

母乳中の有機塩素系化合物の測定調査【健康福祉部】

産後約1～3か月の授乳婦の母乳中の有機塩素系化合物の測定を行うとともに、母子健康調査を実施し、大阪府母乳栄養推進事業検討委員会で調査結果等を検討する。

食品、容器包装等のPCB汚染調査【健康福祉部】

暫定的規制値が設定されている魚介類を中心に、食肉類・乳製品・容器包装について、PCB汚染の実態を調査する。

食品等の残留農薬に関する調査研究【健康福祉部】

輸入食品を中心に残留農薬の分析を行い、安全性の確保に資するとともに、新規規制農薬に対する分析手法の検討を行う。

環境保健サーベイランスシステムの構築

環境汚染による健康影響等の監視・予防体制の整備【健康福祉部】

環境汚染と健康影響の継続的な調査の実施や科学的知見の集積等を図るとともに、関係機関等との連携を密にし、できる限り早期に適切な予防措置を講じるための体制の構築を目指す。

第2 公害等の苦情及び紛争の処理

苦情の処理

府・市町村公害苦情相談窓口【環境農林水産部】

公害等に関する苦情に対し、市町村と連携して、適切な苦情処理に努める。

府警察機関による公害関係事犯の検挙【公安委員会】

廃棄物、水質汚濁等環境関係事犯について、関係行政機関との緊密な連携のもと、積極的な取締りを実施する。

公害紛争の処理と体制

公害審査会の運営【環境農林水産部】

係属中の調停事案の手続きを進めるとともに、新たに調停等の申請があった場合には、その適正な処理を行う。

電波障害対策・日照障害対策

府有施設の整備における電波受信障害の発生防止

【建築都市部】【水道部】【教育委員会】

府有施設を建設する場合には、電波受信障害が予想される地域の調査結果に基づき対策範囲を確定し、共同受信方式等による対策を行う。

有線テレビジョン放送施設設置・変更手続きの円滑な実施【環境農林水産部】
有線テレビジョン放送法に基づく有線テレビジョン放送施設の設置・変更手続きを円滑に実施する。

法・条例による日影の規制【建築都市部】

建築基準法及び大阪府建築基準施行条例に基づき、日影規制を行う。

第3 事業者における公害防止対策の促進

中小企業に対する助成等

中小企業公害防止資金特別融資【環境農林水産部】(再掲：P 4 参照)

中小企業低公害車等購入資金特別融資【環境農林水産部】(再掲：P 4 参照)

小規模企業者等の設備導入に対する支援【商工労働部】(再掲：P 4 参照)

産業活性化資金融資【商工労働部】(再掲：P 4 参照)

公害防止組織の整備

公害防止管理者等選任状況調査の実施【環境農林水産部】

公害防止管理者等の選任義務のある工場(特定工場)を調査するとともに、公害防止管理者等の選任状況について調査を実施する。

未選任特定工場に対する指導【環境農林水産部】

公害防止管理者等が未選任となっている特定工場に対し、その設置を促進するため、資格の取得等について指導する。

公害防止管理者等研修会の開催【環境農林水産部】

公害防止管理者等として必要な知識及び技能を習得させるため、大阪府公害防止管理者等研修会を実施する。

第4 災害時における生活環境の保全

緊急時対応の計画・組織づくり

的確な対応方策の推進【総務部】

平成9年3月に策定した「大阪府地域防災計画」に基づき、「災害に強いまちづくり」に向け、避難地、避難路の確保、火災の延焼防止等の観点から、公園緑地、道路、緑道等の防災空間の整備等を図る。

円滑な実施のための体制整備【総務部】

被害を受けた場合における迅速かつ的確な応急復旧活動を行うため、「大阪府地域防災計画」に基づき、関係部局において初動マニュアル等の作成や関係団体との連携強化等体制の整備を図る。

第3章 自然と共生する豊かな環境の創造

第1節 生態系の多様性の確保

第1 野生動植物の種の多様性の保全

鳥獣の保護

鳥獣保護事業計画の推進・策定(一部新規)【環境農林水産部】

野生鳥獣の保護と狩猟の適正化を図るため、第8次鳥獣保護事業計画(平成9～13年度)を推進するとともに、第9次鳥獣保護事業計画(平成14～18年度)を策定する。

鳥獣保護区等の設定【環境農林水産部】

鳥獣保護及狩猟二関スル法律に基づき、野生鳥獣の保護繁殖を図るため、所要の調査により鳥獣保護区等を設定するとともに、看板の設置や環境の保全等を行う。

傷病野生鳥獣の救護【環境農林水産部】

野生鳥獣救護ドクター制度を基盤とし、あわせて動物園や愛鳥モデル校等を活用するとともに、府民ボランティアを募る「傷病野生鳥獣保護飼養ボランティア制度」により救護体制の充実を図り、適切な救護活動の推進に努め、また、これらの活動を通じて、鳥獣保護思想の普及啓発を図る。

鳥獣保護思想の普及啓発【環境農林水産部】

自然保護について、広く府民の認識を深めるため、鳥獣保護員による探鳥会等の普及啓発活動のほか、愛鳥モデル校の設置等により、鳥獣保護思想の普及啓発を行う。

天然記念物指定等の貴重な淡水魚等の保護

オオサンショウウオ・イタセンパラ・アユモドキ等の保護

【教育委員会】【環境農林水産部】

特別天然記念物のオオサンショウウオ、天然記念物のイタセンパラ及びアユモドキの保護、生息調査の実施、生息環境が保全されるような設計や工法等について、事業者に対する指導・助言を行う。

淀川に生息するイタセンパラ、アユモドキ及び希少魚であるニッポンバラタナゴの保護増殖研究を行うとともに、それらの保存を行う。

イタセンパラの保護増殖を図るため、既存知見・情報の収集整理を行うとともに、理想的な生息環境及びその保全のあり方の検討を行う。

希少な野生動植物の保護

府内の野生動植物の分布、生息・生育状況の把握【環境農林水産部】

野生動植物の保護及び生物多様性保全を図るため、野生動植物の分布、生息・生育状況等の調査を行い、現状を把握する。

希少な野生動植物の保護【環境農林水産部】

能勢町、和泉市の湿地において、絶滅の危機が指摘されているラン科の植物等の保護を図るため、(財)大阪みどりのトラスト協会が行う保全管理について助成する。

第2 野生動植物の生息・生育空間の確保

ビオトープの確保

ビオトープの保全・回復・創出【環境農林水産部】【土木部】

庁内各事業部局において、事業実施に当たって、野生動植物の生息等に配慮し、ビオトープの保全・回復に努める。

府内に残された良好で貴重な湿地の保全を図るため、能勢町、和泉市の湿地を対象に、(財)大阪みどりのトラスト協会を中心とした府民ボランティアによる保全管理を行う。また、都市空間等の自然度の低い地域において、ビオトープの創出を図る。

ビオトープの確保のための技術的手法の調査研究及び指導・助言【環境農林水産部】
ビオトープを確保するための技術的手法に関する調査研究を進めるとともに、事業者に対し、その技術的手法の普及に努める。

環境と共生する港湾（エコポート）の整備【土木部】

エコポートモデル事業として、堺泉北港堺2区地先において、人工干潟（約10ha）の整備を行う。

環境共生都市「水と緑の健康都市」の整備【企業局】

自然環境復元計画を活用し、モリアオガエル等の動植物の生息空間の維持や、工事により発生した裸地の緑化等を行う。

阪南スカイタウンの水辺環境の整備【企業局】

阪南スカイタウンの水辺環境整備の一環として、ホタルの繁殖実験を行い、周辺河川へ幼虫を放流し、自然環境の復元を図る。

阪南港阪南2区における人工干潟の整備【土木部】

阪南港阪南2区に整備予定の人工干潟、海浜について、環境創造の効果等の検討調査を行う。

環境ふれあいワークショップの運営（新規）【土木部】

生き物とふれあえる府営公園を実現するため、服部緑地及び石川河川公園において、自然環境の保全や復元についての整備計画及び管理運営計画等を府民とともにワークショップ方式を用いて策定するとともに、環境に対する意識の向上を図る。

ビオトープネットワークの形成

拠点となるビオトープを結ぶ河川の環境整備【土木部】

穂谷川等の河川について、生態系に配慮した多自然型川づくりを推進する。

拠点となるビオトープを結ぶ道路の環境整備【土木部】

府道において、街路樹の育成と充実に努め、環境に配慮した道路整備などのネットワークを軸として、ビオトープを結ぶ緑化の推進を図る。

拠点となるビオトープを結ぶ緑の整備【環境農林水産部】

点在するビオトープを緑で有機的に結び、野生動植物の移動を活発にすることで、多様な生態系を創出する。

第2節 多様な自然環境の保全・回復、活用

第1 貴重な自然の保全

自然環境保全地域等の指定と保全

自然環境保全地域等の指定と保全【環境農林水産部】

自然度の高い自然環境を保全するため、府自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域・緑地環境保全地域の指定に努め、既存の指定地域（高槻市本山寺など7地域）について維持管理に必要な措置を行う。

天然記念物の保全

和泉葛城山ブナ林の保全【環境農林水産部】

国の天然記念物に指定されている、ブナ林の生育区域を広めるために取得した周辺森林（約46ha）において、（財）大阪みどりのトラスト協会が行う保全整備・管理事業について、助成を行う。

府内の天然記念物（樹木）等の保護増殖【教育委員会】

和泉葛城ブナ林をはじめ、国及び府の指定天然記念物である樹木等の保護・増殖を図るため、所有者が行う樹勢の回復や腐食防止、除虫等の措置について、指導・助成を行う。

自然海岸の保全

長松自然海浜保全地区及び小島自然海浜保全地区の保全・整備【環境農林水産部】

岬町の長松及び小島の自然海浜保全地区において、清掃、ごみの回収を行うとともに、適正な利用を図る。

第2 森林環境の保全・整備

森林地域の保全

保安林の保全・管理【環境農林水産部】

第5期保安林整備計画に基づき、主として、「公衆の保健」を目的とする保安林（保健保安林）の指定に努める。また、引き続き保安林を森林保全の核として位置づけ、関係法令を厳格に運用することにより、その適切な保全と管理に努める。

自然公園区域及び近郊緑地保全区域の保全【環境農林水産部】

自然公園の開発に対しては、自然公園法及び大阪府立自然公園条例に基づく許可権限を厳正に運用することにより開発の抑制を図り、自然環境の保全に努める。

また、近郊緑地内の開発に対しては、無秩序な市街化を防止することによって、地域住民の健全な心身の保持・増進等に資するために指定された近郊緑地保全区域内における開発行為については「近郊緑地保全区域内における届出を要する行為に関する指導指針」により、開発抑制の指導を行う。

森林区域の保全【環境農林水産部】

森林区域における一定規模以上の開発行為に対して、森林法の規定に基づき、許可の要件を満たしているか厳正に審査することにより、森林の土地の適正な利用を確保する。

「自然環境の保全と回復に関する協定」制度等による緑地等の保全【環境農林水産部】

住宅地の造成等の自然環境に影響を及ぼす行為を行う者に対し、「自然環境の保全と回復に関する協定」を知事と締結することを義務づけ、一定の緑地等を確保させるなど、自然環境への配慮を求めるとともに、森林機能の保全を図る。

巡視制度の活用

自然環境保全指導員制度の運用【環境農林水産部】

府民参加による自然環境の保全・巡視制度である自然環境保全指導員制度の運用により、周辺山系を適切に保全するための監視、指導を行うとともに、関係行政機関への通知や府への報告等を密にして、措置を必要とする事項にも迅速に対応する。

森林保全員制度の運用【環境農林水産部】

森林の保全、管理に精通し、山地パトロールを行う森林保全員を府内各地に配備し、林野火災の予防、林地開発規制、保安林、府営林の管理に資する。

自然公園指導員制度の活用【環境農林水産部】

国定公園利用者に対する指導及び情報提供等を行うことを目的とする自然公園指導員制度の活用を図りながら、国定公園の保護及び適正利用並びに自然環境の保護、保全に努める。

森林の公益的機能の維持・増進

森林造成事業の推進【環境農林水産部】

府内一円の森林を対象に育成単層林整備（造林、下刈、除・間伐、枝打ち）、育成複層林整備（樹下植栽、下刈、改良）及び平成10年9月の台風7号被災森林での森林災害復旧（被害木等の整理、跡地造林）について事業実施、助成を行う。

治山事業の推進【環境農林水産部】

森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から府民の生命・財産を保全するとともに、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図るため、治山ダム工、山腹工及び森林整備などを実施する。

生駒山系グリーンベルト整備事業の推進【土木部】

市街地が山麓まで展開し、土砂災害危険箇所の連担する生駒山系西側斜面（枚方市～柏原市、延長約25km）において、グリーンベルトとして一連の樹林帯を形成し、土砂災害に対する安全性を高める。

森林景観保全整備事業の推進【環境農林水産部】

適正な管理が行われず荒廃が進み、周辺環境や景観に著しい支障を及ぼしている国定公園・府立自然公園内の森林について、周辺環境の改善と国定公園区域にふさわしい森林景観の回復を図るため、適正な森林施業を実施する。

保安林整備緊急対策事業の推進【環境農林水産部】

現に荒廃しているか、あるいは放置しておくとおそれがある保安林を対象として、植栽、保育（下刈、除・間伐、枝打ち）を実施する。

間伐の促進【環境農林水産部】

森林が有する多面的機能の維持増進を図るための基本的な施業である間伐実施に対して、助成する。

「里山トラスト」（里山保全活動）への支援【環境農林水産部】

多様な人々の継続的な森づくりへの参加をいっそう推進するため、平成11年10月に開催した「全国育樹祭」を契機として、府民、NPO、林業関係者、行政機関、さらに企業等の法人も加わった里山保全活動の取組みに対する支援を行う。

第3 地域緑地の保全

緑地保全地区の指定拡大の推進

緑地保全地区の指定拡大の推進【環境農林水産部】

市町村に対し、10ha未満の面積の緑地保全地区について、積極的な対象地の掘り起こしと地区指定を働きかけ、都市における貴重な緑地を保全する。

保存樹、保存樹木の保全【土木部】

緑の少ない都市において、樹木地や樹木（大木）の保存を目的とし、各市町村長が指定を行った保存樹木に関してのとりまとめを行う。

風致地区等の保全

風致地区の指定・保全の推進【土木部】

風致地区において、風致に影響を及ぼす開発行為や建築物の規制等を行うとともに、適切な指導を行う。

第4 農空間の保全と活用

農村地域の保全整備・活用

農業の振興【環境農林水産部】

農業生産活動等を通じて、農地・ため池等の自然環境の適正な維持管理を図り、農村地域を豊かな緑、水、ゆとりある空間にするため農業の振興に努める。

棚田地域の保全【環境農林水産部】

美しい景観を有し、多様な生態系の保全、洪水調整など公益的機能を有する中山間地域の棚田を保全するため、平成10年度に設置した「棚田・ふるさと保全基金」の積立を進め、府民と地域が一体となった保全活動を推進する。

農空間整備事業の推進【環境農林水産部】

府内の貴重な地域資源を保全するとともに、快適な生活環境づくりに寄与する農空間整備を推進するため、「大阪府農空間整備基本方針」に基づき、地域振興と都市農村交流を促進するための農道整備、土地利用秩序の形成や資源リサイクルの促進を図るためのほ場整備、生態系保全のための用排水施設整備、農空間を災害から守るための農地防災等を行う。

「農」の教育・福祉的機能の増進

府民牧場の活用【環境農林水産部】

平成11年9月「公の施設」としてリニューアルオープンした大阪府民牧場を豊かな自然の中で家畜とふれあい、人と家畜とのかかわりについての学ぶ場、畜産に関する府民の理解を深める場とするとともに、府民の生活における潤いの場として活用する。

平成13年7月には、カブト虫ドームをオープンし、カブト虫とのふれあい機能を追加する。

セラピー農園の普及・推進【環境農林水産部】

障害者が、農作業や園芸作業を通じて心身機能の維持改善や生きがいづくりなどを行うセラピー農園の普及・推進を図るため、セラピー農園運営手法の検討などを行う。

第5 水辺環境の保全と活用

河川環境の整備

人がふれあえる川づくりの推進【土木部】

石川、芥川、安威川等において、階段護岸や高水敷、遊歩道、桜つつみの整備等の河川の環境整備事業を実施する。

生き物にやさしい川づくりの推進【土木部】

生態系の保全・再生を行い、生き物にやさしい、自然環境に配慮した多自然型川づくり等の水辺整備を実施する。

わんどの保全【環境農林水産部】

貴重な淡水魚である天然記念物のイタセンパラをはじめ様々な水生生物の保護増殖を図るため、水生生物の生態及び生息環境調査を通じて、その生息・繁殖の場としてのわんどの重要性を広く普及するとともに、関係機関に対して、保全についての働きかけを行う。

水と緑豊かな溪流砂防事業の推進【土木部】

個々の溪流の特色を活かした水と緑豊かな溪流づくりを免除川（交野市）等で推進する。

砂防環境整備事業の推進【土木部】

都市周辺の溪流において、緑と水辺の空間を確保するため、水越川で親水護岸工及び散策道整備等を行う。

河川水質の保全【土木部】

（再掲：P20 河川水の直接浄化（薄層流浄化施設等）の実施 参照）

河川水量の確保【土木部】

河川流量の確保（多様な水源の確保）に向け、関係部局との調整を図っていく。

河川水辺の国勢調査【土木部】

多自然型川づくりを推進するため、河川の魚介類、底生生物等の生息状況の調査を行う。

ダム湖周辺整備の推進【土木部】

狭山池ダムにおいて、「狭山池ダム景観整備基本計画」に基づき、池周辺の環境や景観の保全・再生・創出を図る。また、箕面川ダムにおいて、ダム湖周辺の環境整備を行う。

農業用水路の整備

いきいき水路モデル事業の推進【環境農林水産部】

農業用水路を農業用水のほか、安全なまちづくり、及び水と緑豊かな水辺づくりへの活用をめざし、長瀬川（東大阪市・八尾市・柏原市）、津之江水路（高槻市）等において、親水・景観保全施設等の整備を推進する。

まちづくり水路整備事業の推進【環境農林水産部】

農業用水路が持つ多面的機能（防火用水機能、景観生態系保全機能等）を増進し、快適で安全な生活環境をつくるため、番田水路、十丁暇水路をはじめとする6路線10水路（高槻市、茨木市、摂津市）において、府及び神安土地改良区が事業主体となり、行政、農業者、地域住民が一体となって水辺環境の整備や、良好な維持管理を行う。

ため池環境の整備

オアシス整備事業の推進【環境農林水産部】

ため池の快適環境づくりを進めるため、光明池（和泉市・堺市）、久米田池（岸和田市）ほか5地区において親水護岸や緑化、遊歩道、多目的広場等の整備を行う。

地域総合オアシス整備事業の推進【環境農林水産部】

熊取地区（熊取町）ほか4地区で、ため池が広範に点在している地域において、ため池を群としてとらえ、多面的な機能を活かした総合整備を行う。

ため池の水質の保全【環境農林水産部】

オアシス整備事業、地域総合オアシス整備事業の中で、植生や噴水によるばっ気を行い、ため池の水の浄化を行う。

ため池環境コミュニティの支援【環境農林水産部】

ため池環境づくりを進めるにあたり、住民参加の機運を盛り上げるため、地域の住民によるコミュニティの形成、及び活動の支援を行う。

海辺環境の整備

阪南港岸和田旧港地区における水質の保全(新規)【土木部】

岸和田旧港地区において発生している水質汚濁及び悪臭を改善するため、覆土事業を実施し、直接の原因となる底質の改善を行う。

阪南港阪南2区における人工干潟の整備【土木部】(再掲：P29参照)

なぎさ保全創造事業の推進【環境農林水産部】

田尻町地先において、3.72haの覆砂を実施することにより、水産資源の保護、回復を図るとともに、副次的になぎさを府民の憩いの場等として保全活用する。

漁場保全対策事業の推進【環境農林水産部】

小規模漁場保全事業(海底堆積物の回収、除去)及び漁場環境美化推進事業(海中浮遊ゴミの回収、除去及び啓発活動)を行う。

増殖場の造成【環境農林水産部】

自然石や増殖礁を沈設し、藻場等を造成することで魚介類の産卵ならびに稚魚の保育場を整備する。

自然調和型漁港推進事業の推進【環境農林水産部】

深日漁港において、藻場の復元、拡大を図るため、増殖型・自然調和型護岸の整備を進める。

空港周辺海域整備事業の推進【環境農林水産部】

水産動植物の採捕行為禁止区域に設定した関西国際空港周辺海域において、大阪湾の水産資源の保護、培養の場としての機能を維持していくため、海域監視及び稚魚放流を行う。

環境と共生する港湾(エコポート)の整備【土木部】(再掲：P29参照)

栽培漁業センターの活用【環境農林水産部】

大阪湾の中高級魚介類の培養を図るために、平成3年度に岬町に整備した栽培漁業センターを活用し、クルマエビ、ヨシエビ、ガザミ、クロダイ、マコガレイ、オニオコゼ、ヒラメの計7魚種の生産、放流を行い、栽培漁業の推進を図る。

「なぎさ海道」事業の推進【企画調整部】

自然環境の保全と持続可能な開発を基本に、人と海が豊かに触れ合う魅力のある海辺空間の形成を目指し、(財)大阪湾ベイエリア開発推進機構が設立した「なぎさ海道」推進会議に参画し、事業の推進を図る。

第3節 自然とふれあう場と機会づくり

第1 自然公園の整備・管理

自然公園施設等の整備・管理

自然公園整備・管理・運営事業の推進【環境農林水産部】

金剛生駒紀泉国定公園及び明治の森箕面国定公園の利用拠点施設の補修工事や清掃等を適切に実施するとともに、公園利用者に対する解説を行うなど、自然公園の適正な管理運営を行う。

また、老朽化や自然災害により損壊が著しい長距離自然歩道や付帯施設を再整備するなど、自然公園利用施設の整備を実施する。

府民の森利用促進・管理・運営事業の推進【環境農林水産部】

金剛生駒紀泉国定公園内に設置した府民の森の利用促進を図るため、各園地の特性を活かした拠点施設の整備を行うことにより、府民に自然とのふれあいの場を提供する。

また、府民の森利用者が、自然とのふれあいの機会を持つことができるよう、各種イベントやPR活動を実施する。

適正な利用の誘導

府民の森パークレンジャーの活用【環境農林水産部】

府民の森をフィールドとした自然観察会等のイベントを企画・運営するボランティア「府民の森パークレンジャー」を育成し、イベントを通して参加者に自然との正しい接し方を指導することで、自然環境を保全し、自然公園利用の適正化に資する。

森林クリーンアップの推進【環境農林水産部】

山地における美化意識の啓発を目的とし、毎年11月を「山地美化キャンペーン月間」と定め、自然公園、自然歩道を有する市町村において関係団体、一般府民の取組のもと各種キャンペーン事業を実施（実施主体：府、府内24市町村）するとともに、国立公園内におけるごみ投棄防止施設の設置に対する助成やごみの撤去を行い、ごみを捨てにくい環境をつくる。

国立公園の拡大

金剛生駒紀泉国立公園拡大地域の整備【環境農林水産部】

平成8年に区域拡大された金剛生駒紀泉国立公園の拡大地域において、自然とのふれあいの場創出のための紀泉ふれあい自然塾、自然歩道や溪流など利用施設の整備等の事業を行う。

府立自然公園の指定

府立自然公園の指定(新規)【環境農林水産部】

国立公園を除く府域のすぐれた自然の風景地の保護とその利用増進を図ることを目的に、府立自然公園条例を制定し、北摂地域の優れた自然の風景地を府立自然公園として指定するとともに、泉南西部地域における指定についても関係者との調整を進める。

人と木のふれあい推進事業(新規)【環境農林水産部】

障害者の社会参加を進めるとともに、木材を利用することで森林資源の循環利用を図り、木材産業の再生に役立てるため、府内の授産施設等に府内産木材(間伐材)を利用した標識のデザイン・製作を委託する。

第2 森林とのふれあいの場と機会づくり

利用拠点の整備・管理

森林利用施設の維持管理【環境農林水産部】

みどりの大阪21推進プラン等に沿って、自然や歴史・文化とふれあう利用拠点施設等の維持管理を行う。

長距離自然歩道の整備【環境農林水産部】

野外レクリエーションや自然観察等を目的とし、府民の森をはじめとする森林利用拠点及び「東海自然歩道」や「生駒縦走歩道」「ダイヤモンド・トレール」の既設自然歩道をリンクさせながら、周辺三山系を環状に貫く全長約300kmの自然歩道を整備する。

三山系のうち、「北摂地区」「金剛生駒地区」については、引き続き環状自然歩道整備事業で、「和泉葛城地区」については、近畿自然歩道整備事業で整備を行う。

山に親しむ府営公園の整備【土木部】

周辺山系の里山に見られる風致や自然の緑を保全しながら、自然とのふれあいを通じて、人と自然の共生を体験、学習し、親しむ公園として、山田池公園等の開設面積の拡大を行うとともに、施設の充実を行う。

府民参加の森づくり

府民参加の森づくり事業の推進【環境農林水産部】

府民に自然とふれあう場を提供するため、分収林方式を導入し、府・市町村、森林所有者及び地元住民が共同して、下刈、除・間伐、枝打ちを中心とした保育作業を行う。

森林と木にふれあう機会の提供

森林林業教育実施事業の推進【環境農林水産部】

小学校児童、中学校・高等学校生徒を対象として、林業体験学習(間伐・枝打ち)及び自然観察会を実施する。

木工教室の開催【環境農林水産部】

木との触れ合いを通して、木の温もりや柔らかさなどの特性を感じるにより、森が生み出す恵みや、林業への理解を深めてもらうため、木工教室を実施する。

里山トラストへの支援

「里山トラスト」(里山保全運動)への支援【環境農林水産部】(再掲：P31参照)

第3 水辺でのふれあいの場と機会づくり

河川でのふれあい

人がふれあえる川づくりの推進【土木部】

自然環境に配慮しながら、遊歩道や広場階段護岸の整備等、岸辺の整備を進めるとともに、イベントの開催等を通じて府民に水辺の保全・資源保護の重要性を啓発・普及していく。

ふるさとの川整備事業の推進【土木部】

内川、松尾川、春木川、飛鳥川、穂谷川、芦田川において、周辺の景観や地域整備と一体となった河川改修を行い、良好な水辺空間の形成を図る。

生き物にやさしい川づくりの推進【土木部】(再掲：P32参照)

魚とふれあえる水辺の整備【環境農林水産部】

遊漁者及び河川利用者に利用マナーの向上、資源保護の意識啓発を行うために、漁業権河川において、パンフレット等の配布、指導員の巡回指導及び漁場のクリーンアップ等を行う。

河川公園の整備【土木部】

石川河川公園等の開設面積の拡大及び施設の充実を進める。また、国営淀川河川公園において、維持管理等の負担を行う。

河川愛護月間、森と湖に親しむ旬間等による啓発【土木部】

「河川愛護月間(7月)」において、ポスター等による広報、河川クリーンキャンペーン等の行事を実施する。

「森と湖に親しむ旬間(毎年7月21日～31日)」において、箕面川ダム親子ウォーキングラリーを実施する。

ふるさと砂防事業の促進【土木部】

唐川(太子町)において、地域整備計画と連携した砂防事業を行う。

水と緑豊かな溪流砂防事業の推進【土木部】(再掲：P32参照)

ダム湖周辺整備の推進【土木部】(再掲：P32参照)

砂防環境整備事業の推進【土木部】(再掲：P32参照)

ため池でのふれあい

いきものにふれあうオアシス整備事業【環境農林水産部】

山間部や丘陵地にあるため池やその周辺の生物環境に配慮しつつ、人が生きものとふれあう場や自然環境教育の場として、活用される施設を設置する。

ため池愛護月間、オアシス・クリーンアップ・キャンペーン月間による啓発

【環境農林水産部】

ため池愛護の意識づくりを図るため、5月を「ため池愛護月間」として、また、ため池の水と緑豊かな快適環境づくりを推進するため、11月を「オアシス・クリーンアップ・キャンペーン月間」として、広報啓発活動を行う。

海辺でのふれあい

海に親しむ府営公園の整備【土木部】

海浜の立地を活かし、海浜レクリエーションの拠点となり、良好な海辺の景観を創り出すための公園として、せんなん里海公園等の整備を推進する。

ふれあい漁港漁村整備事業の推進【環境農林水産部】

府民と漁業者との交流等を促進する拠点形成を目的としたふれあい漁港漁村整備事業を深日漁港及び小島漁港において実施しており、平成13年度では親水性護岸の整備を進める。

海岸愛護月間による啓発【土木部】

大阪府海岸美化運動を年2回(貝塚市二色の浜海岸、岬町長松海岸)実施し、海岸清掃を行うボランティア団体への物的支援を行う。また、ポスター等により、海岸愛護月間(7月)のPRに努める。

「なぎさの楽校(がっこう)」の開催【環境農林水産部】
瀬戸内海的环境保全に関する意識の高揚を図るため、生物観察等による環境学習を行う。
海の日記念事業の実施【環境農林水産部】
海の日記念事業として、海岸の清掃、稚魚の放流等を行う。
夏休み海の教室の開催【環境農林水産部】
大阪湾の環境保全と水産資源の維持管理に係る府民意識の啓発とともに、青少年の健全な育成を図るため、府内の小中学生を対象に水産試験場の漁業調査船「おおさか」による海洋観測や海洋生物の観察などを行う。

第4節 自然環境の保全・創造のための活動の推進

第1 推進体制の整備

推進体制の整備

大阪府みどりの基金の運用【環境農林水産部】
大阪府みどりの基金の運用益を活用して、緑化樹の配付や民間施設の緑化に対して補助するなど、緑化の推進及び良好な自然環境の保全を図る。また、(財)大阪みどりのトラスト協会の事業活動に対して、助成を行う。
(財)大阪みどりのトラスト協会事業の展開【環境農林水産部】
(財)大阪みどりのトラスト協会が実施するトラスト運動推進事業、自然環境保全地域等保全事業等に対して、助成を行う。
自然環境保全指導員制度の運用【環境農林水産部】(再掲：P 30参照)
森林保全員制度の運用【環境農林水産部】(再掲：P 30参照)

第2 自主的な活動の促進

自然環境教育及び学習の振興

自然環境に関する教育及び学習の振興【環境農林水産部】
府民を対象に自然観察会、ネイチャーゲーム等を実施し、自然とのふれあいを通じて、自然に対する正しい理解の普及を図る。
広報活動の充実【環境農林水産部】
府政だよりをはじめとする府発行各種広報紙の活用やパンフレットの作成・配付等を行い、府民に対してみどり施策をはじめとする自然環境の保全等に関する情報の発信を行う。

自主的な活動の促進

大阪府植樹祭の開催【環境農林水産部】
府民が一体となってみどり豊かなまちづくりを進めるため、広く府民が参加できる「大阪府植樹祭」を開催する。
活動に対する技術的な指導・助言【環境農林水産部】
林業普及指導職員を通じ、市町村、森林組合、森林所有者に林業技術の普及指導を行うとともに、都市住民に森林・林業の普及啓発を行う。
活動を指導する人材の育成【環境農林水産部】
みどりすと(みどりのボランティア)や府民の森パークレンジャー(ボランティア)ほか、地域の緑化や自然環境保全活動を促進させるための人材を育成する。
みどりの人材銀行運営事業の推進【環境農林水産部】
(財)大阪みどりのトラスト協会が実施する、自然環境の保全や身近なみどりの充実を担うリーダー及びボランティア(みどりすと)の登録・派遣、みどりすとを対象とする講習会の開催、並びにみどりに関する情報を収集・提供する情報センターの運営に対して助成を行う。

緑の少年団育成事業の推進【環境農林水産部】

緑と親しみ、育てる活動を通じて、少年が心豊かに成長することを目的とした緑の少年団の活動の輪を広げ、次代の緑のボランティアの育成を図るため、(財)大阪みどりのトラスト協会が大阪府緑の少年団連盟の交流活動に助成する育成事業に対して、助成を行う。

緑アドバイザーの養成【環境農林水産部】

緑化の総合的な知識を活用し、地域緑化の推進、樹木の診断や保護等のボランティア活動を行い、身近な緑化推進活動のリーダーとなる「緑アドバイザー」を養成する

みどり世紀の森づくり推進事業【環境農林水産部】

府民参加による森林づくりの拠点となる「みどり世紀の森」を設定し、府内の森林づくりに関する普及啓発の場として活用するため市町村に助成する。

人がやすらぐみどりづくり事業【環境農林水産部】

緑が持っている「癒し」の効果を発揮する緑化(福祉緑化)を普及するため、緑化センターにおいて、市町村・社会福祉施設職員等を対象に福祉緑化の計画、指導及び活用手法等の実習・研修を行う。

「里山トラスト」(里山保全活動)への支援【環境農林水産部】(再掲：P31参照)

第4章 文化と伝統の香り高い環境の創造

第1節 潤いと安らぎのある都市空間の形成

第1 緑豊かなまちづくり

都市公園の整備

健康と生きがいを支える府営公園の整備【土木部】

府営服部緑地等の維持管理を行うとともに、蜻蛉池公園等の開設面積の拡大を図る。

市街地に広大な森林をつくる府営公園の整備【土木部】

府営大泉緑地の開設面積の拡大と施設の充実を図るとともに、施設の維持管理を行う。

道路・街路等の緑化

大阪府道路環境計画（スプリングロード21）の推進【土木部】

「人や自然にやさしい快適な都市環境の形成に貢献するみちづくり」を基本理念に、環境に配慮し、人が主体となる道路環境を形成する。

街路樹等の整備【土木部】

信号待ちの場所に木かけを提供し、車いすの通行に配慮した植樹柵の改良を行うなどの「人にやさしい緑の道づくり事業」を推進するとともに、防火機能の高い樹種の導入や植樹密度を高め、災害時の延焼防止や避難路の確保に努める。

公共施設の緑化

都市緑化ボランティアリーダー養成事業(新規)【土木部】

府民の緑化意識の向上を図るため、地域の都市緑化活動をリードするボランティアリーダーの養成事業を行う。

庁舎・府営住宅の緑化【建築都市部】

市街地のみどりの中心となる施設の基本方針を定めた「施設緑化10カ条」に基づき庁舎等の緑化を推進する。

中高層の府営住宅を対象に植樹するとともに、植木等の管理を自治会等住民が行えるよう誘導する。

さらに、既設の府営住宅においても緑化などの環境整備を行う。

ポケットパークの整備【建築都市部】【土木部】

府有建築物において、「施設緑化」と「憩いと潤いの場の提供」を図り、潤いと安らぎのある都市空間の形成に努める。

府立学校の緑化【教育委員会】【環境農林水産部】

緑化樹養成配付事業を活用し、府立学校の緑化に努める。

下水処理場の緑化【土木部】

下水処理場は、都市部における貴重な都市空間であることから、各流域において憩いの場として府民に開放するため、植栽等の整備を行う。

地域緑化の推進

緑化樹養成配付事業の推進【環境農林水産部】

緑化樹の養成と、公共施設の緑化及び住民が協同で行う地域緑化に対して緑化樹の無償配付を行う。

民間施設緑化推進事業の推進【環境農林水産部】

民間施設の接道部（公開空間）や屋上（人工地盤）、社会福祉施設等において行われる緑化事業に対して助成を行う。

工場等の緑化推進【商工労働部】

工場立地法に基づく届出の受理、指導を通じ、緑豊かな工場の立地を推進する。

緑化センター等における緑化の知識の普及、指導【環境農林水産部】【土木部】
緑化に関する総合的な指導及び相談を行う緑化センターにおいて、緑化情報提供、緑化を担う人材の育成・研修、緑化の技術普及を行う。

服部緑地と大泉緑地において開設している花と緑の相談所において、専門の相談員による樹木や草木等の身の周りの緑化に関する相談のほか、展示や実習等を行う。

大阪施設緑化賞（みどりの景観賞）【建築都市部】

施設緑化に対する意識の啓発を図ることを目的に（社）大阪府建築士会との共催により実施。募集により府民から推薦を受けた施設の中から、選考委員会で選考された優秀な施設を表彰する。

大阪府植樹祭の開催【環境農林水産部】（再掲：P 36参照）

緑地協定・市民緑地制度等の活用【環境農林水産部】

都市緑地保全法に基づく市民緑地制度、緑地協定制度を活用し、市街地の緑地保全管理と緑化を推進するため、市町村に対して住宅地造成者、地域住民団体への緑地協定締結の促進及び市民緑地制度の活用を働きかける。

近畿都市緑化祭への参加【土木部】

都市緑化の推進を目的として、国、京阪神3府県、3政令市、緑化関係団体が行う近畿都市緑化祭への参加を行う。

風致地区の保全【土木部】（再掲：P 31 風致地区の指定・保全の推進 参照）

自然環境に配慮した急傾斜地崩壊対策事業の推進【土木部】

既存樹木の保全や緑化回復により安全で緑豊かな斜面整備を進める。

第2 水辺環境の整備

河川環境の整備

人がふれあえる川づくりの推進【土木部】（再掲：P 32参照）

治水緑地の整備【土木部】

恩智川中・上流部の3地区において、レクリエーション等の多目的利用も含めた治水緑地の整備を推進する。

ふるさとの川整備事業の推進【土木部】（再掲：P 35参照）

河川再生事業の推進【土木部】

道頓堀川において、地域のシンボルとして周辺の地域環境にふさわしい質の高い河川整備を推進する。

河川公園の整備【土木部】（再掲：P 35参照）

地域交流拠点（水辺プラザ）の整備【土木部】

天野川において、自然や歴史の学習の場、交流の拠点となる水辺プラザを整備する。

河川浄化事業【土木部】（再掲：P 20 河川水の直接浄化の実施 参照）

スーパー堤防の整備【土木部】

安治川の此花西部臨海地区や、堂島川の第5合同庁舎地区において、市街地再開発等と一体となった、緩傾斜堤防（スーパー堤防）を整備し、親水性の向上を図る。

海辺環境の整備

南大阪湾岸整備事業の推進【企業局】

りんくうタウンにおいて公園、緑地の整備等を行う。

港湾環境整備事業の推進【土木部】

堺泉北港泉北6区において、緑地の整備を進める。

環境と共生する港湾（エコポート）の整備【土木部】（再掲：P 29参照）

都市海岸高度化事業の推進【土木部】

浜寺地区において、高潮対策の推進と耐震対策や津波対策など地震時における安全性の向上を図るとともに、高齢者などの利用にも配慮した親水性護岸の整備を行う。

海に親しむ府営公園の整備【土木部】（再掲：P 35参照）

埋立地の活用【環境農林水産部】

堺第7-3区に設置した「みなと堺グリーンひろば」を4月から11月の日曜・祝日に府民に開放する。

阪南港阪南 2 区における人工干潟の整備【土木部】(再掲：P 29参照)

ため池や水路等の整備

オアシス整備事業の推進【環境農林水産部】(再掲：P 32参照)

いきいき水路モデル事業の推進【環境農林水産部】(再掲：P 32参照)

まちづくり水路整備事業の推進【環境農林水産部】(再掲：P 32参照)

第 3 ゆとりある空間の確保

歩道等の整備

歩行者用道路の整備【土木部】

歩道の設置を行うとともに大規模自転車道を整備する。

サイクリング・ロードの整備【土木部】

北河内自転車道(大規模自転車道)の整備を進める。

休憩場・案内標識の設置【土木部】

簡易パーキングの整備を行うとともに、道路の案内標識を設置する。

街路樹の整備【土木部】(再掲：P 38参照)

透水性歩道の整備【土木部】(再掲：P 21参照)

広場等公共空間の整備

駅前広場の整備【土木部】【建築都市部】

鉄道と鉄道以外の交通間の連絡を円滑かつ効率的に処理する交通広場機能、人が集まる駅周辺の集いの場やコミュニケーションの場を確保する環境広場機能、及び都市の防災面における避難場所等として活用できる防災機能を有する駅前広場(アクセス道路を含む)を、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の面整備事業や街路事業等により整備する。

公開空地の確保【建築都市部】

建築基準法による容積率、高さに関する形態規制の一部の緩和ができる総合設計制度の活用により敷地内における公開空地を確保し、良好な市街地環境の形成を図る。

歩道の通行性の確保

電線類の地中化の促進【土木部】

道路下に電線類を共同に収容する施設を設置し、電線及び電柱を道路上から除去する電線共同溝事業の推進を図る。

駅前放置自転車追放のための広報・啓発【土木部】

すべての府民に「自転車の放置をしない・させない」意識の高揚を図るため、市町村、鉄道事業者等の協力により、11月に駅前放置自転車クリーンキャンペーンを展開し、ポスターの掲出等を行う。

自転車駐車場の整備促進【土木部】

市町村に対し、駅周辺自転車駐車場等実態調査を実施するとともに、自転車駐車場の整備を働きかける。また、自転車法に基づく条例制定を未制定市町村へ働きかける。

違法屋外広告物の撤去【建築都市部】【土木部】

美観風致の維持及び公衆に対する危害防止のため、違法屋外広告物の除却作業を行う。

第 2 節 美しい景観の形成

第 1 公共事業等による推進

美しい公共施設づくり

府有施設の整備【建築都市部】

府有施設の整備にあたっては、「大阪府公共建築整備指針」及び「大阪府公共建築整備マニュアル」に基づき、周辺環境との調和を図り、まちの魅力を高め都市の景観をリードする美しい施設づくりを進める。

府営住宅の整備【建築都市部】

府営住宅の建設にあたり、住棟配置、植樹、幼児遊園等の整備について、周辺環境との調和を図り、地域の景観の向上に努める。

橋・道路等の景観配慮【土木部】

橋や道路等の土木構造物の整備に際して、周辺の景観との強調・調和・融合に配慮する。

街路灯、ガードレール、標識等の景観配慮【土木部】

駅、公共施設等周辺において、地域の景観に配慮した道路照明灯、防護柵、道路標識の整備を図る。

個性的で魅力ある都市空間の形成

水と緑の健康都市の整備【企業局】

水と緑の健康都市において、余野川ダムの水際空間や周辺の豊かな自然を活かした魅力的なまちづくりについて検討を行う。

第2 適切な誘導・規制

適切な誘導・規制

土地利用規制等既存法令による規制【建築都市部】

都市計画における土地利用計画の実現を図るとともに、市街地の環境を保全するため、用途規制制度に従い、建築基準法の適正な運用を行う。

地区計画制度の活用【建築都市部】

地区計画制度の積極的な活用により、公共施設の配置と建築物の形態等を一体的に誘導し、良好なまちなみの保全・整備を図る。

建築協定制度の活用【建築都市部】

建築協定制度の普及・啓発のため、協定地区内の土地所有者等で構成する大阪府建築協定地区連絡協議会による活動を支援するとともに、大阪府建築協定行政連絡会議を運営する。

景観条例の施行【建築都市部】

平成11年10月に策定した大阪府景観形成基本方針に基づき、景観形成地域の指定を行い、届出制度の実施により美しい景観づくりを推進する。

市町村の景観マスタープランの支援【建築都市部】

地域性を考慮した景観づくりを図るため、市町村独自の景観形成基本計画(景観マスタープラン)の策定を技術的支援を通じて促進する。

密集住宅市街地整備促進事業【建築都市部】

老朽化した民間の木造賃貸住宅等が集中する7市13地区において、老朽住宅の除却、建て替えや公共施設の整備等を促進する。

街なみ環境整備事業の推進【建築都市部】

市町村が実施する街なみ環境整備事業の円滑な進捗を図るため、施行者に対し、促進区域の指定、整備方針策定、事業の施行について助言、指導監督を実施する。

景観を阻害する行為の抑制

景観を損なう屋外広告物の規制【建築都市部】【土木部】

美観風致の維持及び公衆に対する危害防止のため、条例に基づく屋外広告物の規制を行うとともに、違法屋外広告物の除却作業を行う。

散乱廃棄物対策(ポイ捨て防止)の推進【環境農林水産部】

「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」において、環境美化月間事業等を活用して、ポイ捨て防止の意識高揚を図る。

めいわく駐車や駅前放置自転車の追放に向けた府民運動の展開【土木部】

すべての府民に「めいわく駐車をしない・させない」意識の高揚を図るため、ラジオスポット放送の実施や街頭キャンペーン等を行う。

(駅前放置自転車追放については、P40 駅前放置自転車追放のための広報・啓発 参照)

第3 景観づくり活動等の促進

美しい景観への関心づくり

大阪都市景観建築賞【建築都市部】

府民からの推薦を受けた建物・まちなみを対象に、審査委員会の審査により選ばれた優秀な建物・まちなみを大阪都市景観建築賞（大阪まちなみ賞）として表彰するとともに、記念講演会等を実施する。

まちづくり功労者の表彰【建築都市部】

新しい景観づくりも含め地域の魅力あるまちづくりの推進のため、顕著な功績のあった個人・団体をまちづくり功労者として表彰する。

マスターアーキテクト方式による魅力あるまちなみ形成の推進【企業局】

阪南スカイタウンにおいて、一人の建築家が中心となり、まちの景観を調整するマスターアーキテクト方式の導入により、魅力あるまちなみの形成を図る。

活動の支援

団体等の交流の場の設置【建築都市部】

府民、事業者、行政の協働による美しい景観づくりのため、大阪美しい景観づくり推進会議を運営する。

美化運動の支援【土木部】

「中環をきれいにする日」や「外環クリーン月間」、また、道路美化モデル区間において、自治会や市町村と共同し、道路の清掃や、道路美観についての広報・啓発活動を行う。

また、ボランティアによる道路の継続的な清掃・緑化活動である大阪府アドプト・ロード・プログラムを推進する。

第3節 歴史的文化的環境の形成

第1 歴史的文化的遺産を活かしたまちづくり

歴史的町並み等の保全

歴史的建造物群の保存【教育委員会】

富田林寺内町の町並みが、「富田林市富田林伝統的建造物群保存地区」として、国の重要伝統的建造物群の選定を受けたことから、市による町屋等の修理、修景のための国庫補助事業に対して、府は専門的指導・助言を行う。

歴史的建造物の指定による保存と活用【教育委員会】

価値ある歴史的建造物を国、府指定文化財として保存し、次世代に良好な形で引き継ぐとともに、所有者等に積極的に活用してもらうことによって、新しい文化創造の糧とする。

登録文化財建造物の登録の促進【教育委員会】

重要なものを厳選し、強い規制で保護する指定文化財制度とは別に、緩やかな保護で所有者の自主的な保存に期待する登録文化財制度に基づき、近代を中心とした文化財建造物を数多く後世に保存継承する。

史跡・名勝等の文化財の保全

史跡・名勝・天然記念物の指定による文化財の保全【教育委員会】

価値の高い文化財を良好な状態で保存し、後世に伝えるため、文化財の国指定、府指定に努める。

史跡等、公有化整備事業への助成【教育委員会】

地域の歴史的文化的環境の核として重要な史跡等について、市町村の行う土地公有化事業や環境整備事業に対し、指導・助成等を行う。

文化財等の調査【教育委員会】

大規模開発に対して、有形文化財、無形文化財等も含めた総合調査を実施するよう事業者を指導する。

埋蔵文化財の保全及び調査【教育委員会】

埋蔵文化財包蔵地における開発工事については、事前に事業者との協議を行い、文化財が不用意に失われないように指導する。また、破壊のおそれのあるものについては、発掘調査を実施し、資料の整備・保存に努める。

歴史的町並みを活かした施設づくり

歴史街道事業の推進【企画調整部】

平成7年3月に策定した「なにわ歴史街道事業化推進指針」に基づき、道路ネットワークの整備や歴史的まちなみの保全、情報発信、イベントの開催等を進める。

ウォーキング・トレイル事業の推進【土木部】

自然や歴史・文化を感じさせる地域の拠点を連絡する歩行者専用道路等の整備事業を推進する。

案内標識の整備【土木部】

歴史・文化的史跡を案内するための標識の設置を行う。

歴史の息づく水辺空間の整備【土木部】

飛鳥川について、「ふるさとの川整備事業」を推進する。(以下、P39 地域交流拠点(水辺プラザ)の整備 参照)

第2 開かれた歴史的文化的環境づくり

博物館等の整備・運営

府立博物館等の運営【教育委員会】【土木部】

発掘調査で出土した遺物等を「弥生文化博物館」、「近つ飛鳥博物館」及び「泉北考古資料館」において、計画的に収集整理し、成果を公開するとともに、特別展、企画展を開催する。

また、狭山池の堤体断面そのものや発掘された遺物、遺構を保存、展示するため、「府立狭山池博物館」の運営を行う。

日本民家集落博物館への支援【教育委員会】

日本各地の代表的な民家を移築復元し、関連民具と併せて展示する野外博物館である「日本民家集落博物館」の運営に対して支援する。

府立近つ飛鳥風土記の丘の運営【教育委員会】

わが国の代表的な古墳時代後期の群集墳で、学術的にも貴重な国指定史跡「一須賀古墳群」を保存するとともに、府民に豊かな自然の中で、文化財にふれ、学び、楽しむことのできる史跡公園として運営する。

学習・情報提供の推進

歴史情報の提供【教育委員会】

埋蔵文化財調査報告書を刊行する。また、発掘調査の成果を府民に理解してもらうため現地説明会を開催する。

講座、イベント等の開催【教育委員会】

府立博物館において、考古学セミナーや講演会を開催するとともに、土器づくりなどの体験学習を実施する。

第5章 地球環境保全に資する環境に優しい社会の創造

第1節 地球環境保全に資する取組の推進

第1 協働による行動の推進

地球環境保全行動指針の推進

地球環境保全行動指針の普及・啓発【環境農林水産部】

府民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資する行動を行うよう豊かな環境づくり大阪府民会議において策定した「地球環境保全行動指針」の普及啓発を図る。

豊かな環境づくり大阪行動計画 - 地球環境を守る大阪府民のローカルアジェンダ 21 - の策定・推進

【環境農林水産部】(再掲：P 2 豊かな環境づくり大阪府民会議の運営 参照)

行動規範づくり

環境教育・学習の推進【環境農林水産部】

府民が地球環境に対する理解と認識を深め、自発的な取組を実践できるよう、具体的な行動を促進するための環境教育(学習)施策を実施する。(以下、P 5 第1 環境教育・学習の推進 ~ 参照)

拠点施設づくり

環境情報コーナーの活用【環境農林水産部】(再掲：P 7 環境情報コーナーの充実 参照)

ネットワークづくり

豊かな環境づくり大阪府民会議【環境農林水産部】(再掲：P 6 豊かな環境づくり大阪府民会議の場の活用 参照)

地球環境関西フォーラムへの参画【環境農林水産部】

地球環境問題の克服に寄与することを目的として、関西の企業、自治体、消費者団体、学識経験者等で組織する「地球環境関西フォーラム」に参画し、より実践的な取組や調査・研究を行う。

大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議の運営【環境農林水産部】

循環型社会の構築に向けた取組を進めるため、府、市町村、事業者団体、住民団体及び学識経験者で構成する「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」を運営し、「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」を推進する。

第2 地球環境問題への取組

地球温暖化防止対策の推進

「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」の推進【環境農林水産部】

「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、府内における温室効果ガスの排出状況を調査・把握するなど、温室効果ガスの排出抑制対策の推進を図る。また、府民の地球温暖化対策への理解を深め、ライフスタイルの変革を図るために、「大阪府地球温暖化防止行動ガイドライン」の普及・啓発を行う。

実行計画の推進【環境農林水産部】

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第8条の規定により策定した「大阪府温室効果ガス排出抑制等実行計画」に基づき、府の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講じる。

大阪エコアクション宣言(仮称)事業の実施(新規)【環境農林水産部】

家族や事業所など地域のグループ単位で地球温暖化の主因である二酸化炭素排出量の削減など環境保全目標を設定し、目標達成のために実践しようとする環境にやさしい行動を宣言し、府に登録する「大阪エコアクション宣言事業」により、府民や事業者における環境保全の自発的取組を推進する。

温室効果ガス等モニタリング調査等の実施【環境農林水産部】

地球環境問題への取組として、温室効果や成層圏オゾン層破壊の原因物質である特定フロン及びハロゲン化炭化水素に注目して測定方法を確立し、府内における環境濃度及び動態等についての把握に努めてきた。

平成13年度も継続して、キャニスター（容器採取）法により、特定フロン等のモニタリングを行い、環境濃度の季節変動等について調査する。

水と緑の健康都市における環境負荷低減方策の検討【企業局】

都市の規模に応じて、環境への負荷を軽減するため、風の流れ等、現地の気候や地形を活かしたまちづくりについて検討する。

森林の公益的機能(特にCO₂吸収機能)の維持・増進【環境農林水産部】

二酸化炭素の吸収源対策として、森林の持つ二酸化炭素吸収機能を高めるため、府内の森林保全・管理を適切に行う。

府内産木材を中心とした住宅建設の促進【環境農林水産部】

二酸化炭素の吸収源対策として、府内産木材利用を促進するため、「おおさか河内材」による住宅を展示場にモデル展示するなど、府内産材を中心とした家づくり運動を展開する。

学校等の公共施設、国・府・市町村等の公共工事への地域材利用の推進【環境農林水産部】

二酸化炭素の吸収源対策として、府内産木材利用の推進を図るため、公共土木施設への活用を図るとともに、木工教室等のイベントの開催等により府民に木に親しむ機会を提供し、木の良さに対する理解を浸透させる。

都市緑化の推進【環境農林水産部】

ヒートアイランド対策として、輻射熱や乾燥化等を防ぐために屋上や壁面などを活用した都市の緑化、水面の確保、地表面の被覆、排熱の潜熱化など、都市構造の改善を視野に入れた対策を進めていく。

オゾン層保護対策の推進

大阪府フロン対策協議会の設置・運営【環境農林水産部】

府内におけるフロン回収を促進するため、関係業界、行政、学識経験者等からなる「大阪府フロン対策協議会」を設置・運営する。

フロンの回収・破壊処理の促進【環境農林水産部】

「大阪府フロン対策協議会」を通じ、関係業界への回収・協力事業所の登録及びフロン回収・処理システムの構築の働きかけを行うとともに、フロン回収機及びポンベの貸与、回収フロン保管施設の設置・運営などのフロン回収・破壊処理の支援を行う。

代替フロンの環境モニタリングの推進【環境農林水産部】

府内で使用量の多い代替フロンのうち、分析方法の確立した物質について、都市域及びバックグラウンド地域において、モニタリング調査を実施する。

酸性雨対策の推進

酸性沈着モニタリングと評価に関する研究【環境農林水産部】(再掲：P 9 参照)

酸性雨のメカニズムの研究【環境農林水産部】(再掲：P 9 参照)

酸性雨対策の実施【環境農林水産部】

酸性雨の原因物質となる窒素酸化物、硫黄酸化物の排出を抑制するため、大気汚染防止法等に基づく工場・事業場の規制、指導を行うとともに、クリーンエネルギーへの転換等を促進する。

森林、特に熱帯林の保全

熱帯産木材の使用抑制【建築都市部】

府有施設の建築工事において、熱帯林の保全を図るため、「熱帯木材の使用抑制に関する基本方針」に基づき、針葉樹複合合板型枠等の使用や型枠を使用しない工法を取り入れ、熱帯木材の使用抑制に努める。

第3 開発途上国等に対する環境協力の推進

国際機関への支援

UNEP（国連環境計画）国際環境技術センターへの支援【環境農林水産部】

開発途上国等の環境問題を解決するための国際機関である「UNEP（国連環境計画）国際環境技術センター（大阪）」を支援し、地球環境問題に取り組むため、同センターの支援組織として設立した「（財）地球環境センター（GEC）」に対して、引き続き職員の派遣を行う。

（財）国際エメックスセンターへの支援【環境農林水産部】

閉鎖性海域の環境保全と適正利用並びに国際協力の推進に資するため設立された「（財）国際エメックスセンター」を支援するとともに、同センターが行う事業に参画する。

国際技術協力の推進

海外友好提携都市との交流・協力（一部新規）【環境農林水産部】

これまで蓄積してきた環境保全技術を活かし、その技術等を提供することにより、開発途上国の環境問題の解決を図るため、本府と友好交流関係にあるインドネシア東ジャワ州等から研修生を1名12日間受け入れるとともに、インターネットや電子メール等を利用した技術交流方策を検討する。

JICA（国際協力事業団）との連携【環境農林水産部】

JICAの「有害金属汚染対策コース」において、（財）地球環境センターとともに開発途上国からの研修員に対する技術研修を実施する。

APEC環境技術交流促進事業【環境農林水産部】

APEC域内での環境保全技術の情報交流の促進を目的として設置された「APEC環境技術交流促進事業運営協議会」に参画するとともに、インターネットを活用し、府が蓄積してきた環境に関する技術情報等を受発信する。

国際的な情報ネットワークへの参加

環境保全技術のデータベース化【環境農林水産部】

地球環境問題への取組や都市域における環境保全技術に関する情報を海外に発信し、容易に検索できるよう、データベース化を進める。

インターネットの活用【環境農林水産部】（再掲：P7 インターネット等の活用による情報の受・発信 参照）

第4 地球環境に関する調査研究の推進

調査研究体制の整備

地球環境問題に関する研究体制の整備【環境農林水産部】

地球環境問題関連事業を総合的、体系的に実施するため、「地球環境問題研究会」を設置し、情報収集、課題検討及び環境啓発普及事業を実施する。

調査研究機関等との連携

（財）地球環境産業技術研究機構との連携【環境農林水産部】

地球環境問題の解決を図る技術開発の一環として、地球温暖化防止のテーマを中心に調査研究等を実施している「（財）地球環境産業技術研究機構（RITE）」に対して、引き続き職員の派遣を行う。

第2節 環境に優しい地域づくり

第1 循環型社会へ向けた取組

省資源、省エネルギーの取組の促進

省エネルギー化の促進【環境農林水産部】【商工労働部】

大気汚染防止法等に基づく規制及び各種削減指導等に併せて、省エネルギー型施設の導入についても指導・啓発を行い、省エネルギー化を促進する。また、「大阪府地球温暖化防止行動ガイドライン」の普及・啓発を行うことにより、家庭系・業務系における省エネルギー化の促進を図る。

さらに、産業技術総合研究所においては、省エネルギー化を図るための研究開発を実施するとともに、中小企業や業界団体に対して省エネルギーに関する技術指導・普及等を行う。また、大阪府中小企業支援センターにおいて、中小企業に対して省エネルギーに関するセミナーを実施するとともに、情報提供・相談の受付、エネルギー使用合理化専門員の派遣等による支援を行う。

省資源・省エネルギー型ライフスタイルの確立に向けた取組

【生活文化部】【環境農林水産部】

啓発リーフレットの作成や「省資源・省エネルギー国民運動リーダー研修会」の実施等を通じて、府民の省資源・省エネルギーに対する理解と協力を呼びかけ、省資源・省エネルギー型ライフスタイルの確立をめざす。

大阪府省資源運動推進会議等との共催による普及・啓発【生活文化部】

民間レベルにおける省資源・省エネルギーの推進を図るために設置された「大阪府省資源運動推進会議」を通じて、啓発リーフレットの作成や各構成団体との情報交換を行う。

省エネルギー計画書の提出指導【建築都市部】

「エネルギー使用の合理化に関する法律」に基づき、建築物に係るエネルギー使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、一定規模以上の建築物について、省エネルギー計画書の提出指導を行う。

府有建築物におけるE S C O事業の推進(新規)【建築都市部】

府有建築物におけるE S C O事業を広汎に推進するため、平成13年度、20施設の省エネルギー可能性・E S C O事業性調査を行い、E S C O推進のためマスタープランを策定する。

環境共生型エネルギーの利用促進

エコエネルギー都市・大阪計画の推進【環境農林水産部】

「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」の改定に併せて策定した「エコエネルギー都市・大阪計画」を推進するため、府が率先して公共施設等への省エネルギー、新エネルギーの積極的導入を行った施設の把握を行う。また、市町村・事業者の自主的取組を支援する観点から、新エネルギー等の導入状況等について調査し、その結果を公表することでエコエネルギー都市・大阪計画の進行管理を行う。

地域冷暖房システムの導入促進【環境農林水産部】(再掲：P17参照)

村野浄水場コージェネレーション事業の推進【水道部】

村野浄水場において、高効率型天然ガスコージェネレーション設備から供給される電力・熱を活用し、環境負荷の少ない水づくりを推進する。

太陽光発電設備の設置(一部新規)【水道部】【環境農林水産部】

村野浄水場の実績を踏まえ、三島浄水場においても、沈殿池内の藻の発生を抑制するため、上部に太陽光パネルを設置し、自然エネルギーの有効利用を図る。

また、食のゼロ・エミッション先端研究施設として整備する農林技術センター新実験棟に太陽光発電設備を平成13年度に整備する。

阪南スカイタウンの太陽光発電施設、風力発電施設の活用【企業局】

阪南スカイタウンの展望緑地に設置した太陽光発電施設、風力発電施設を利用して、自然エネルギー利用に関する啓発に用いる。

ごみ処理施設の余熱利用、ごみ発電の促進【環境農林水産部】
ごみ処理施設の余熱利用、ごみ発電が促進されるよう、市町村への情報提供や技術的支援を行う。

河川水熱エネルギーの活用【土木部】

河川水の有する熱エネルギーを利用した地域冷暖房の活用を促進する。

水道施設における未利用エネルギーの活用【水道部】

受水圧力エネルギー（郡家ポンプ場）及び水位差エネルギー（村野浄水場階層系浄水施設）を有効利用し、水力発電を行う。

下水熱エネルギーの活用【土木部】

下水熱エネルギーを貴重な資源として有効に活用するため、ヒートポンプによって回収した熱エネルギーを利用して管理棟の冷暖房の検討を行う。

資源循環利用促進事業の推進【環境農林水産部】

資源循環型社会の構築を進める上で、再生可能な資源である木材の有効利用を図るため、間伐材などを熱源等として有効に利用するための施設整備等を行う。

廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進

大阪府廃棄物処理計画の策定(新規)【環境農林水産部】(再掲：P14参照)

ごみ減量化・リサイクルアクションプログラムの推進【環境農林水産部】(再掲：P15参照)

化製場集約化事業【環境農林水産部】

化製場集約化を促進するため、組合が行う工場建設に対し、補助を行う。

建設副産物の再生利用の推進【建築都市部】

資源の有効利用を図るため、府有建築物の撤去工事等において発生するコンクリート塊等を、原則として再資源化施設で処分するとともに、府有建築物の敷地内道路や駐車場の路盤材、舗装材等については、原則として再生資材を利用する。

剪定枝のリサイクル【土木部】

地球温暖化やダイオキシンの発生を防止するため、公園樹木や街路樹の剪定枝を焼却処分とせず、チップ化・再利用を推進する。

下水道資源のリサイクルの推進【土木部】

流域下水道から発生する処理水・汚泥等の有用な資源について、下水道事業の一環としてリサイクルを推進する。各流域において、処理水の再利用のための送水幹線を可能なところから建設する。

大阪府建設リサイクル行動計画の推進【土木部】

建設リサイクル法、グリーン購入法の施行を受け、建設リサイクルの取り組みを一層強化するため、新しい「建設リサイクル行動計画」の策定を図る。

水道残渣の有効利用の推進【水道部】(再掲：P15参照)

水道残渣の減量化【水道部】

村野浄水場において、高効率型天然ガスコージェネレーション設備から供給される熱を利用して、産業廃棄物として埋立処分を要する水道残渣を、乾燥・減量化する。

有機性廃棄物のリサイクル農業利用調査【環境農林水産部】

廃棄物の減量によって快適生活環境の創造に寄与するとともに、農業の低コスト安定経営を推進するため、食品残渣、緑化樹剪定枝等の有機性廃棄物の排出状況について実態調査を行うとともに、家畜飼料としての利用及び堆肥化処理物の肥料や土壌改良効果について、調査を行う。

環境共生建築技術の導入【建築都市部】

「環境共生建築技術導入の手引き」及び「環境共生建築技術の導入指針」に基づき、地球環境と共生する府有建築物の整備を推進するとともに、国が定めた指標「グリーン庁舎計画指針」を留意しながら、環境負荷の低減を図っていく。

資源循環利用促進事業の推進(再掲：P48参照)【環境農林水産部】

経済的手段による環境負荷の低減

中小企業公害防止、低公害車等購入資金特別融資制度等の推進

【環境農林水産部】【商工労働部】(再掲：P4参照)

小規模企業者等の設備導入に対する支援【商工労働部】(再掲：P 4 参照)
低公害車普及促進の優遇税制【総務部】(再掲：P 4 参照)

第 2 基盤の整備

緑と水の保全と創出

公園・緑地、道路等の公共施設の緑化の推進

【土木部】(再掲：P 38 第 1 緑豊かなまちづくり ~ 参照)

民間施設の緑化の促進【環境農林水産部】

市街地の大部分を占める民間施設を緑化することにより良好な地域環境を創出するため、みどりの基金を活用し、府内の民間施設における緑化事業への支援や、緑化意識の普及・啓発を通じ、民間施設の緑化を促進する。

ため池や河川環境の整備【環境農林水産部】【土木部】

(再掲：ため池分は P 32 ため池環境の整備 参照、河川分は P 29 拠点となるピオ
トープを結ぶ河川環境の整備及び P 39 河川環境の整備 参照)

森林の保全管理、森林造成事業の推進【環境農林水産部】(再掲：P 30 参照)

都市構造、都市基盤の整備

天然ガス自動車等の低公害車の普及【環境農林水産部】(再掲：P 10 ウ 低公害な車の
普及促進 参照)

物流関連施設の適正配置等による貨物輸送の効率向上の促進

【建築都市部】【土木部】(再掲：P 11 工 物流対策 参照)

阪南港阪南 2 区整備事業の推進【土木部】

阪南港阪南 2 区において、既成市街地の住工混在を解消するための工場の移転用地、ごみ処理を適正に行う清掃工場のための用地、水辺環境を創出するための干潟・親水緑地などの整備を行い、快適な都市環境の創出を図る。

公共輸送機関の整備、充実【土木部】(再掲：P 11 オ 人流対策 参照)

ノーマイカーデーの推進【土木部】(再掲：P 12 ノーマイカーデーの実施 参照)

土地の有効高度利用【建築都市部】

低層木造建築物が密集し、道路等公共施設の整備が遅れている地区について、市街地再開発事業により建築物の高層化・共同化を行い、土地の合理的で健全な高度利用と都市機能の更新並びに公共施設の整備を総合的に推進する。

また、都市基盤の未整備な地域について、土地区画整理事業により、土地利用の増進と公共施設の整備改善を行い、総合的に良好な市街地の形成を推進する。

情報ネットワークの整備【環境農林水産部】

関係課を LAN で結んだ環境情報システムにより、環境情報の効率的な利用を推進する。

付録

平成13年度 環境関係当初予算（関連事業を含む）一覧

（単位：千円）

部 局 名	平成13年度	平成12年度	増 減
総 務 部	389,955	300,000	89,955
企 画 調 整 部	500	500	0
生 活 文 化 部	30,995	58,335	27,340
健 康 福 祉 部	202,673	273,935	71,262
商 工 労 働 部	13,438,078	8,228,620	5,209,458
環 境 農 林 水 産 部	13,987,837	14,398,723	410,886
土 木 部	130,277,014	135,191,474	4,914,460
建 築 都 市 部	23,448,034	25,196,894	1,748,860
企 業 局	117,940	170,695	52,755
水 道 部	5,817,670	5,999,952	182,282
教 育 委 員 会	776,655	849,542	72,887
公 安 委 員 会	4,036,210	4,549,613	513,403
計	192,523,561	195,218,283	2,694,722

豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策の推進

(単位：千円)

項 目 名	部 局 名	1 3 予算	1 2 予算	増 減	分類記号
環境総合計画の推進及び新環境総合計画の策定(一部新規)	環境農林水産部	3,500	566	2,934	G 1
グリーン購入の推進(一部新規)	環境農林水産部	0	3,000	3,000	E 5
行政文書管理システムの構築(新規)	総務部	83,838	0	83,838	G 3
環境ISOの取組の推進	環境農林水産部	2,149	1,500	649	G 3
村野浄水場環境ISOの取組の推進	水道部	1,650	1,650	0	G 3
公害監視センター環境ISO認証取得(新規)	環境農林水産部	1,500	0	1,500	G 3
大阪地域公害防止計画の推進	環境農林水産部	50	50	0	G 1
公害防止等の環境保全関係法令に基づく規制・指導	総務部	300,000	300,000	0	A 7
環境影響評価条例等の施行	環境農林水産部	1,755	1,755	0	G 2
関西国際空港環境監視機構の運営	環境農林水産部	6,375	6,375	0	G 2
大阪湾圏域広域処理場整備事業に係る大阪府域環境保全協議会の運営	環境農林水産部	463	463	0	G 2
中小企業公害防止資金特別融資	環境農林水産部	360,080	389,260	29,180	E 1
小規模企業者等の設備導入に対する支援	商工労働部	4,955,000	3,955,000	1,000,000	E 1
産業活性化資金融資	商工労働部	8,438,000	4,214,000	4,224,000	E 1
大阪産業グリーン調達環境整備事業	商工労働部	1,000	1,000	0	E 5
環境配慮型商品に関する共同開発研究(新規)	商工労働部	1,000	0	1,000	E 5
資源循環型社会システムの構築と産業育成に関する検討調査(新規)	商工労働部	4,100	0	4,100	E 5
体験型学習施設等の活用等の校外における取組	教育委員会	113,168	115,548	2,380	E 3
環境活動リーダーの支援	環境農林水産部	373	233	140	E 6
啓発や学習、実践活動に必要な資材の提供	環境農林水産部	1,065	238	827	E 3
啓発や学習、実践活動に必要な資材の提供	環境農林水産部	90	130	40	E 4
実践活動、施設、人材等の情報の収集・提供	環境農林水産部	0	476	476	E 4
各種月間行事、啓発、イベントに対する参加の促進	環境農林水産部	1,168	1,202	34	E 2
「こどもエコクラブ」活動の支援	環境農林水産部	500	500	0	E 3
豊かな環境づくり大阪府民会議の場の活用	環境農林水産部	476	476	0	E 4
豊かな環境づくり大阪府民会議の運営等	環境農林水産部	574	574	0	G 5
大阪府環境保全基金、大阪府みどりの基金の充実	環境農林水産部	21,788	19,621	2,167	E 1
奨励制度の充実	環境農林水産部	2,334	2,334	0	E 1
環境情報提供施設の拡充	環境農林水産部	8,753	8,753	0	E 4
発生源、環境質、モニタリングの充実	環境農林水産部	110,005	112,479	2,474	A 7
環境情報提供システムの充実	環境農林水産部	92,481	94,468	1,987	E 4
情報提供等の充実	商工労働部	7,197	8,491	1,294	E 4
環境白書等の作成	環境農林水産部	2,881	2,881	0	E 4
試験研究体制の整備	環境農林水産部	337,432	625,946	288,514	F 1
研究開発の推進	生活文化部	6,550	19,250	12,700	F 1
研究開発の推進	商工労働部	8,580	9,134	554	F 1
成果の普及	商工労働部	23,201	24,695	1,494	F 1
環境の保全と創造に関する実証研究	生活文化部	11,000	16,210	5,210	F 1
環境の保全と創造に関する実証研究	環境農林水産部	11,931	10,545	1,386	F 1
河川や海域等の環境管理に関する総合的研究	環境農林水産部	161	202	41	F 1
環境と調和した産業技術・システムに関する研究	生活文化部	4,500	7,500	3,000	F 1
環境と調和した産業技術・システムに関する研究	環境農林水産部	11,977	10,976	1,001	F 1
感性等に関する研究開発	生活文化部	0	230	230	F 1
感性等に関する研究開発	環境農林水産部	60	60	0	F 1
地球環境保全に関する研究開発	生活文化部	6,200	9,400	3,200	F 1
地球環境保全に関する調査研究	環境農林水産部	719	761	42	B 4
平成12年度終了事業			3,325	3,325	
豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策の推進 計		14,945,624	9,981,257	4,964,367	

府民が健康で豊かな生活を享受できる社会の実現

(単位：千円)

項 目 名	部 局 名	1 3 予算	1 2 予算	増 減	分類記号
総量削減計画の推進・改定(一部新規)	環境農林水産部	18,701	1,896	16,805	A 1
公用車への率先導入(新規)	総務部	6,117	0	6,117	G 3
公用車への率先導入	環境農林水産部	277,181	74,544	202,637	G 3
民間事業者への助成・普及啓発	環境農林水産部	40,732	22,669	18,063	E 1
LEV-6の普及促進等	環境農林水産部	350	350	0	A 1
物流拠点の整備	土木部	1,896,100	1,759,500	136,600	A 1
事業者に対する指導	環境農林水産部	395	438	43	A 1
公共交通機関の整備及び利便性の向上	土木部	3,425,602	3,927,008	501,406	A 1
交通需要マネジメント(TDM)施策の推進	環境農林水産部	0	2,700	2,700	A 1
歩道・自転車道の整備	土木部	100,000	151,235	51,235	A 1
交通の分散化や道路機能の分化の促進	土木部	25,822,947	27,450,049	1,627,102	A 1

駐車対策の推進	土木部	138,290	69,528	68,762	A 1
駐車対策の推進	公安委員会	2,067,893	2,336,883	268,990	A 1
交通管制システムの整備	公安委員会	1,905,179	2,146,078	240,899	A 1
道路案内標識の整備	土木部	238,000	200,000	38,000	A 1
道路構造の改良、環境施設帯の確保など沿道環境改善方策の導入	環境農林水産部	258	300	42	A 1
土壌を用いた大気直接浄化手法の実用化調査の実施	環境農林水産部	4,500	14,626	10,126	A 1
グリーン配送の実施（新規）	環境農林水産部	2,172	0	2,172	A 1
駐車時におけるアイドリングの規制等	環境農林水産部	225	368	143	A 1
ノーマイカーデーの実施	土木部	0	8,974	8,974	A 1
大阪自動車公害対策推進会議を通じた啓発	環境農林水産部	2,644	2,519	125	E 2
低公害車フェア(仮称)の開催	環境農林水産部	1,000	2,520	1,520	E 2
排出量の把握等	環境農林水産部	8,010	8,010	0	A 1
使用過程ディーゼル自動車対策の推進（新規）	環境農林水産部	35,000	0	35,000	A 1
生活の場における交通対策の推進	公安委員会	6,458	6,784	326	A 1
幹線道路等における交通対策の推進	公安委員会	42,209	44,552	2,343	A 1
路面の改良（低騒音舗装の敷設、路面の補修）	土木部	962,285	936,085	26,200	A 4
自動車騒音交通流対策実態調査の実施（新規）	環境農林水産部	20,397	0	20,397	A 4
自動車騒音の常時監視（新規）	環境農林水産部	859	859	0	A 4
大阪府廃棄物処理計画の策定（新規）	環境農林水産部	20,000	0	20,000	G 1
ごみ減量化の推進（一部新規）	環境農林水産部	250,575	31,998	218,577	C 3
府民の自主的活動の支援	生活文化部	1,500	1,500	0	E 6
再生資源を使用した商品等の利用の促進	環境農林水産部	6,670	6,670	0	C 3
水道残渣の有効利用の推進	水道部	1,900	1,900	0	C 3
ごみ処理の広域化計画の推進	環境農林水産部	237	552	315	C 1
マニフェスト（産業廃棄物管理票）制度の徹底	環境農林水産部	37,117	35,950	1,167	C 2
P C B廃棄物適正保管・処理の推進（一部新規）	環境農林水産部	140,295	0	140,295	C 2
市町村の一般廃棄物処理事業に関する技術的支援	環境農林水産部	73,956	47,328	26,628	C 1
産業廃棄物処理施設の整備の促進	環境農林水産部	1,400	1,400	0	C 2
堺第7 - 3区埋立処分事業の推進	環境農林水産部	23,139	25,711	2,572	C 2
フェニックス事業(大阪湾圏域広域処理場整備事業)の促進	環境農林水産部	5,943	5,943	0	C 2
ウェストデータバンクの充実	環境農林水産部	5,355	5,355	0	C 2
廃棄物対策に係る公共関与のあり方の検討	環境農林水産部	260	0	260	F 2
産業廃棄物適正処理推進事業の実施	環境農林水産部	346	346	0	E 2
産業廃棄物の不適正処理防止の推進	環境農林水産部	6,847	7,024	177	C 2
工場・事業場の規制・指導	環境農林水産部	9,315	9,443	128	A 2
地域冷暖房システムの導入促進	環境農林水産部	2,245	2,245	0	A 2
光化学スモッグ緊急時措置	環境農林水産部	1,400	1,421	21	A 2
浮遊粒子状物質総合対策の検討	環境農林水産部	4,500	4,860	360	A 2
悪臭物質の排出抑制	環境農林水産部	516	344	172	A 2
屋外燃焼行為の規制	環境農林水産部	786	858	72	A 2
発生源テレメータシステムの整備	環境農林水産部	20,632	29,298	8,666	A 2
大気汚染常時監視	環境農林水産部	202,703	204,672	1,969	A 2
定期的環境モニタリング（一部新規）	環境農林水産部	4,164	564	3,600	A 2
降下ばいじんの測定と内容分析に関する研究	環境農林水産部	70	70	0	F 1
流域下水道事業の推進	土木部	62,941,361	63,043,412	102,051	A 3
合併処理浄化槽の設置促進	健康福祉部	122,050	134,500	12,450	A 3
生活排水対策重点地域指定	環境農林水産部	0	3,738	3,738	A 3
農業集落排水処理施設の設置促進	環境農林水産部	146,400	105,260	41,140	A 3
ゴルフ場等農薬対策	環境農林水産部	1,650	1,650	0	A 3
環境保全型農業の推進	環境農林水産部	25,796	23,820	1,976	A 3
上水道水源の水質保全対策	環境農林水産部	3,842	1,284	2,558	A 3
水質総量削減計画の策定・推進（一部新規）	環境農林水産部	5,923	8,152	2,229	A 3
関連団体との協力	環境農林水産部	2,800	2,959	159	A 3
河川水の直接浄化（薄層流浄化施設等）の実施	土木部	600,000	504,000	96,000	A 3
多自然型川づくり(自浄作用の向上等)の実施	土木部	2,372,000	1,405,000	967,000	A 3
港湾等の浄化事業(港内清掃事業)	土木部	84,220	82,265	1,955	A 3
河川のしゅんせつ	土木部	28,000	28,000	0	A 3
船舶等廃油、流出油対策	土木部	7,217	10,695	3,478	A 3
大和川水質保全啓発事業の実施	環境農林水産部	0	1,050	1,050	A 3
公共用水域の水質の監視	環境農林水産部	135,506	135,510	4	A 3
河川環境基準類型見直しの検討（新規）	環境農林水産部	1,190	0	1,190	F 2
地下水の適正利用及び採取規制等の指導	環境農林水産部	9,335	9,344	9	A 5
地下水の代替水の供給	水道部	5,466,689	5,646,647	179,958	A 5
地下水の適正利用の検討	環境農林水産部	2,058	2,287	229	A 5
土壌・地下水浄化対策の検討	環境農林水産部	3,271	3,635	364	A 5
地下水質の監視	環境農林水産部	6,063	6,063	0	A 5
土壌汚染概況調査	環境農林水産部	948	850	98	A 5

騒音・振動の規制・指導	環境農林水産部	2,245	1,597	648	A 4
航空機騒音の環境監視	環境農林水産部	10,662	10,840	178	A 4
大阪国際空港周辺対策の推進	環境農林水産部	1,355,389	1,376,440	21,051	A 4
環境調査（汚染状況）（一部新規）	環境農林水産部	2,250	0	2,250	A 3
有害大気汚染物質調査（一部新規）	環境農林水産部	29,043	29,250	207	A 2
分析手法の開発	環境農林水産部	9,338	6,413	2,925	F 1
環境ホルモンの分析法の検討	環境農林水産部	199	125	74	F 1
大気、水質及び生体中化学物質の測定及び測定法の開発	環境農林水産部	200	200	0	F 1
酸性・アルカリ性ガスの測定法の開発とその改良に関する研究	環境農林水産部	239	239	0	F 1
化学物質の自主管理の改善の促進（一部新規）	環境農林水産部	4,782	0	4,782	A 6
大阪府ダイオキシン対策会議等の運営	環境農林水産部	2,337	2,337	0	A 6
府立学校ダイオキシン対策	教育委員会	45,169	45,169	0	A 6
ダイオキシン類常時監視	環境農林水産部	132,663	112,054	20,609	A 6
食品等に含まれるダイオキシン類調査	健康福祉部	632	632	0	A 6
公害病認定患者死亡見舞金の支給	環境農林水産部	19,250	19,250	0	A 7
健康被害予防事業の実施	環境農林水産部	433	458	25	A 7
大気汚染による健康影響調査	健康福祉部	10,318	7,906	2,412	A 7
保健所における環境保健業務の実施	健康福祉部	155	2,134	1,979	A 7
アトピー性呼吸器疾患の予防に関する調査研究	健康福祉部	6,368	0	6,368	F 1
水処理及び水質確保に関する研究	健康福祉部	47,850	49,308	1,458	F 1
母乳中の有機塩素系化合物の測定調査	健康福祉部	1,733	1,733	0	A 7
食品、容器包装等のPCB汚染調査	健康福祉部	733	744	11	A 7
食品等の残留農薬に関する調査研究	健康福祉部	12,834	12,978	144	F 1
府・市町村公害苦情相談窓口	環境農林水産部	0	100	100	G 4
府警察機関による公害関係事犯の検挙	公安委員会	14,471	15,316	845	G 4
公害審査会の運営	環境農林水産部	413	435	22	G 4
府有施設の整備における電波受信障害の発生防止	建築都市部	434,172	307,391	126,781	G 4
府有施設の整備における電波受信障害の発生防止	水道部	3,675	13,755	10,080	G 4
府有施設の整備における電波受信障害の発生防止	教育委員会	5,324	1,828	3,496	G 4
中小企業低公害車等購入資金特別融資	環境農林水産部	68,327	56,490	11,837	E 1
平成12年度終了事業			113,092	113,092	
府民が健康で豊かな生活を享受できる社会の実現 計		112,032,898	112,942,262	909,364	

自然と共生する豊かな環境の創造

(単位：千円)

項 目 名	部 局 名	1 3 予算	1 2 予算	増 減	分類記号
鳥獣保護区等の設定	環境農林水産部	432	432	0	D 1
傷病野生鳥獣の救護	環境農林水産部	4,621	6,271	1,650	D 1
鳥獣保護思想の普及啓発	環境農林水産部	6,181	6,158	23	D 1
オオサンショウウオ・イタセンバラ・アユモドキ等の保護	環境農林水産部	2,280	2,700	420	D 1
府内の野生動植物の分布、生息・生育状況の把握	環境農林水産部	3,818	5,482	1,664	D 1
環境と共生する港湾（エコポート）の整備	土木部	120,000	120,000	0	D 3
環境共生都市「水と緑の健康都市」の整備	企業局	0	4,200	4,200	D 7
環境ふれあいワークショップの運営（新規）	土木部	6,000	0	6,000	D 1
自然環境保全地域・緑地環境保全地域の指定と保全	環境農林水産部	8,155	8,337	182	D 1
和泉葛城山ブナ林の保全	環境農林水産部	6,150	6,693	543	D 1
府内の天然記念物（樹林）等の保護増殖	教育委員会	1,500	1,500	0	D 1
長松自然海浜保全地区及び小島自然海浜保全地区の保全・整備	環境農林水産部	2,096	2,102	6	D 1
保安林の保全・管理	環境農林水産部	5,805	5,824	19	D 1
森林区域の保全	環境農林水産部	929	970	41	D 1
自然環境保全指導員制度の運用	環境農林水産部	11,468	12,094	626	D 1
森林保全員制度の運用	環境農林水産部	11,361	11,286	75	D 1
森林造成事業の推進	環境農林水産部	179,231	179,537	306	D 1
治山事業の推進	環境農林水産部	1,350,868	1,576,193	225,325	D 1
生駒山系グリーンベルト整備事業の推進	土木部	585,000	785,000	200,000	D 7
森林景観保全整備事業の推進	環境農林水産部	33,062	33,337	275	D 1
保安林整備緊急対策事業の推進	環境農林水産部	45,746	46,419	673	D 1
間伐の促進	環境農林水産部	5,158	5,750	592	D 1
棚田地域の保全	環境農林水産部	1,000	38,850	37,850	D 2
農空間整備事業の推進	環境農林水産部	3,444,879	3,416,417	28,462	D 2
府民牧場の活用	環境農林水産部	107,838	740,562	632,724	D 2
セラピー農園の普及・推進	環境農林水産部	5,000	0	5,000	D 2
水と緑豊かな溪流砂防事業の推進	土木部	429,000	460,000	31,000	D 3
砂防環境整備事業の推進	土木部	36,000	36,000	0	D 3
河川水辺の国勢調査	土木部	11,900	13,960	2,060	F 2
ダム湖周辺整備の推進	土木部	420,000	106,850	313,150	D 3
いきいき水路モデル事業の推進	環境農林水産部	400,900	432,600	31,700	D 3
まちづくり水路整備事業の推進	環境農林水産部	244,627	171,975	72,652	D 3

オアシス整備事業の推進	環境農林水産部	449,635	467,652	18,017	D 3
地域総合オアシス整備事業の推進	環境農林水産部	417,758	558,600	140,842	D 3
阪南沿岸和田旧港地区における水質の保全（新規）	土 木 部	30,000	0	30,000	D 3
阪南港阪南2区における人工干潟の整備	土 木 部	8,288	8,288	0	D 3
なぎさ保全創造事業の推進	環境農林水産部	101,602	117,000	15,398	D 3
漁場保全対策事業の推進	環境農林水産部	52,100	52,100	0	D 3
増殖場の造成	環境農林水産部	81,300	76,822	4,478	D 3
自然調和型漁港推進事業の推進	環境農林水産部	311,000	235,000	76,000	D 3
空港周辺海域整備事業の推進	環境農林水産部	6,720	7,980	1,260	D 3
自然公園整備・管理・運営事業の推進	環境農林水産部	126,758	91,452	35,306	E 4
府民の森利用促進・管理・運営事業の推進	環境農林水産部	394,813	414,974	20,161	E 4
府民の森パークレンジャーの活用	環境農林水産部	2,000	2,000	0	E 6
森林クリーンアップの推進	環境農林水産部	3,259	3,621	362	D 7
金剛生駒紀泉国定公園拡大地域の整備	環境農林水産部	421,097	461,215	40,118	D 1
人と木のふれあい推進事業（新規）	環境農林水産部	8,232	0	8,232	D 7
森林利用施設の維持管理	環境農林水産部	15,733	15,460	273	E 4
長距離自然歩道の整備	環境農林水産部	85,962	78,462	7,500	E 4
府民参加の森づくり事業の推進	環境農林水産部	13,235	11,101	2,134	E 7
森林林業教育実施事業の推進	環境農林水産部	664	664	0	E 3
ふるさとの川整備事業の推進	土 木 部	2,670,000	2,898,000	228,000	D 3
魚とふれあえる水辺の整備	環境農林水産部	750	750	0	D 3
河川愛護月間、森と湖に親しむ旬間等による啓発	土 木 部	1,587	1,587	0	E 2
ふるさと砂防事業の促進	土 木 部	82,000	82,000	0	D 3
ふれあい漁港漁村整備事業の推進	環境農林水産部	548,700	456,400	92,300	D 3
海岸愛護月間による啓発	土 木 部	611	611	0	E 2
(財)大阪みどりのトラスト協会事業の展開	環境農林水産部	74,265	75,257	992	E 1
大阪府植樹祭の開催	環境農林水産部	1,575	1,575	0	E 2
活動に対する技術的な指導・助言	環境農林水産部	6,000	6,000	0	E 2
活動を指導する人材の育成	環境農林水産部	2,060	2,156	96	E 6
みどりの人材銀行運営事業の推進	環境農林水産部	1,046	1,046	0	E 6
緑の少年団育成事業の推進	環境農林水産部	630	630	0	E 6
緑アドバイザーの養成	環境農林水産部	1,400	1,400	0	E 6
みどり世紀の森づくり推進事業	環境農林水産部	2,000	2,000	0	E 1
人がやすらぐみどりづくり推進事業	環境農林水産部	300	300	0	E 6
平成12年度終了事業			1,050	1,050	
自然と共生する豊かな環境の創造 計		13,414,085	14,370,652	956,567	

文化と伝統の香り高い環境の創造

(単位：千円)

項 目 名	部 局 名	1 3 予算	1 2 予算	増 減	分類記号
健康と生きがいを支える府営公園の整備	土 木 部	11,055,301	11,012,490	42,811	D 4
都市緑化ボランティアリーダー養成事業（新規）	土 木 部	2,000	0	2,000	E 6
庁舎・府営住宅の緑化	建築都市部	429,039	532,912	103,873	D 4
緑化樹養成付事業の推進	環境農林水産部	100,841	104,047	3,206	D 4
民間施設緑化推進事業の推進	環境農林水産部	28,788	28,788	0	D 4
緑化センター等における緑化の知識の普及、指導	環境農林水産部	70,709	70,526	183	D 4
自然環境に配慮した急傾斜地崩壊対策事業の推進	土 木 部	169,000	230,723	61,723	D 4
人がふれあえる川づくりの推進	土 木 部	1,448,100	961,000	487,100	D 3
治水緑地の整備	土 木 部	2,069,119	3,551,405	1,482,286	D 4
河川再生事業の推進	土 木 部	108,000	108,000	0	D 3
スーパー堤防の整備	土 木 部	147,000	600,000	453,000	D 3
南大阪湾岸整備事業の推進	企 業 局	115,440	163,495	48,055	D 3
港湾環境整備事業の推進	土 木 部	50,000	100,000	50,000	D 3
都市海岸高度化事業の推進	土 木 部	310,000	563,000	253,000	D 3
埋立地の活用	環境農林水産部	15,122	16,803	1,681	D 3
歩行者用道路の整備	土 木 部	5,367,000	5,570,500	203,500	D 7
サイクリング・ロードの整備	土 木 部	40,000	100,000	60,000	D 7
電線類の地中化の促進	土 木 部	1,195,000	862,000	333,000	D 5
府営住宅の整備	建築都市部	15,852,214	17,441,652	1,589,438	D 5
橋・道路等の景観配慮	土 木 部	20,950	43,000	22,050	D 5
街路灯、ガードレール、標識等の景観配慮	土 木 部	39,600	24,668	14,932	D 5
建築協定制度の活用	建築都市部	420	420	0	D 5
景観条例の施行	建築都市部	1,697	2,870	1,173	D 5
密集住宅市街地整備促進事業	建築都市部	424,474	427,461	2,987	D 5
景観を損なう屋外広告物の規制	建築都市部	13,444	13,720	276	D 5
めいわく駐車や駅前放置自転車の追放に向けた府民運動の展開	土 木 部	28,342	30,117	1,775	E 2

大阪都市景観建築賞	建築都市部	945	945	0	E 2
まちづくり功労者の表彰	建築都市部	334	630	296	E 2
マスター・村外方式による魅力あるまちなみ形成の推進	企業局	2,500	3,000	500	D 5
団体等の交流の場の設置	建築都市部	352	390	38	G 5
美化運動の支援	土木部	56,680	6,090	50,590	E 2
史跡等、公有化整備事業への助成	教育委員会	146,878	215,530	68,652	D 6
歴史街道事業の推進	企画調整部	500	500	0	D 6
府立博物館等の運営	教育委員会	433,539	436,869	3,330	D 6
府立博物館等の運営	土木部	132,604	630,000	497,396	D 6
日本民家集落博物館への支援	教育委員会	16,200	16,200	0	D 6
府立近つ飛鳥風土記の丘の運営	教育委員会	13,594	13,733	139	D 6
歴史情報の提供	教育委員会	1,283	3,165	1,882	D 6
平成12年度終了事業			0	0	
文化と伝統の香り高い環境の創造 計		39,907,009	43,886,649	3,979,640	

地球環境の保全に資する環境に優しい社会の創造

(単位：千円)

項 目 名	部 局 名	13 予算	12 予算	増 減	分類記号
豊かな環境づくり大阪行動計画 - ロ・加7' ェンダ 21 - の策定・推進	環境農林水産部	189	238	49	G 1
地球環境関西フォーラムへの参画	環境農林水産部	300	300	0	F 2
「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」の推進	環境農林水産部	2,697	1,105	1,592	B 1
実行計画の推進	環境農林水産部	81	90	9	B 1
大阪エコアクション宣言(仮称)事業の実施(新規)	環境農林水産部	1,000	0	1,000	B 1
温室効果ガス等モニタリング調査等の実施	環境農林水産部	304	304	0	B 2
府内産木材を中心とした住宅建設の促進	環境農林水産部	9,000	9,000	0	G 6
学校等の公共施設、国・府・市町村等の公共工事への地域材利用の推進	環境農林水産部	10,398	10,398	0	G 6
大阪府フロン対策協議会の運営	環境農林水産部	284	728	444	B 2
酸性雨のメカニズムの研究	環境農林水産部	130	130	0	F 1
UNEP(国連環境計画)国際環境技術センターへの支援	環境農林水産部	41,565	39,904	1,661	B 3
海外友好提携都市との交流・協力(一部新規)	環境農林水産部	2,117	145	1,972	B 3
APEC環境技術交流促進事業	環境農林水産部	9,021	10,630	1,609	B 3
地球環境問題に関する研究体制の整備	環境農林水産部	394	313	81	B 4
(財)地球環境産業技術研究機構との連携	環境農林水産部	22,792	23,667	875	B 3
省資源・省エネルギー型ライフスタイルの確立に向けた取組	生活文化部	1,245	1,245	0	E 2
府有建築物におけるE S C O事業の推進(新規)	建築都市部	20,000	0	20,000	B 1
エコエネルギー都市・大阪計画の推進	環境農林水産部	0	36,043	36,043	B 1
太陽光発電設備の設置	水道部	343,756	336,000	7,756	B 1
太陽光発電設備の設置(新規)	環境農林水産部	49,400	0	49,400	B 1
資源循環利用促進事業の推進	環境農林水産部	179,941	143,570	36,371	C 3
ごみ減量化・リサイクルアクションプログラムの推進	環境農林水産部	4,400	4,681	281	E 2
化製場集約化事業	環境農林水産部	225,635	226,635	1,000	C 3
剪定枝のリサイクル	土木部	31,893	29,320	2,573	C 3
有機性廃棄物のリサイクル農業利用調査	環境農林水産部	6,443	7,100	657	C 3
阪南港阪南2区整備事業の推進	土木部	4,990,017	6,681,114	1,691,097	D 7
土地の有効高度利用	建築都市部	6,270,943	6,388,503	117,560	D 7
平成12年度終了事業			86,300	86,300	
地球環境の保全に資する環境に優しい社会の創造 計		12,223,945	14,037,463	1,813,518	

合 計		192,523,561	195,218,283	2,694,722	
-----	--	-------------	-------------	-----------	--

* 参考 環境対策分類別予算額

単位：千円

分類	H13年度	H12年度	増減額
A．公害防止等			
自動車排ガス防止	35,712,289	38,129,279	2,416,990
大気環境保全（悪臭防止含）	275,304	282,955	7,651
水環境保全（水循環含）	66,479,015	65,492,345	986,670
騒音・振動防止	2,351,837	2,348,590	3,247
地盤環境保全（土壌汚染防止含）	5,488,364	5,668,826	180,462
有害化学物質対策	185,583	174,816	10,767
その他（総合的施策含）	442,627	444,704	2,077
B．地球環境保全			
地球温暖化防止（EPR対策）	416,934	373,238	43,696
オゾン層保護	588	87,332	86,744
国際技術協力等	75,495	74,346	1,149
その他（酸性雨ほか）	1,113	1,074	39
C．廃棄物処理・資源循環			
一般廃棄物関係	74,193	47,880	26,313
産業廃棄物関係	220,096	83,082	137,014
その他(省資源・リサイクル)	703,057	447,193	255,864
D．自然環境保全、都市及び近郊の環境整備等			
森林等保全・野生生物等保護	2,105,958	2,372,300	266,342
二次的自然環境保全（農空間）	3,558,717	4,195,829	637,112
水辺環境整備	8,604,042	8,800,315	196,273
都市公園整備・各種緑化	13,922,797	15,530,891	1,608,094
美しい景観保全・形成	17,550,299	18,818,791	1,268,492
歴史的文化的環境形成	744,598	1,315,997	571,399
その他	17,264,451	19,532,938	2,268,487
E．自主的活動の支援・促進			
基金・助成・融資等	13,962,526	8,736,631	5,225,895
普及啓発・イベント	106,877	60,068	46,809
環境教育・学習	115,397	116,950	1,553
情報提供・施設整備等	735,144	716,348	18,796
エコビジネス支援	6,100	4,000	2,100
人材育成	11,309	9,265	2,044
その他	13,235	21,101	7,866
F．調査研究等			
調査研究機関による調査研究	498,820	806,611	307,791
その他（調査・検討）	13,650	14,260	610
G．総合的・基盤的施策等			
総合的な条例・計画等の策定等	23,739	854	22,885
環境影響評価	8,593	8,593	0
庁内の環境管理	372,435	77,694	294,741
公害紛争・公害苦情	458,055	402,825	55,230
審議会・各種会議等運営	926	964	38
その他	19,398	19,398	0
合計	192,523,561	195,218,283	2,694,722

上表A～Gの小計

分類	H13年度	H12年度	増減額
A．公害防止等	110,935,019	112,541,515	1,606,496
B．地球環境保全	494,130	535,990	41,860
C．廃棄物処理・資源循環	997,346	578,155	419,191
D．自然環境保全、都市及び近郊の環境整備等	63,750,862	70,567,061	6,816,199
E．自主的活動の支援・促進	14,950,588	9,664,363	5,286,225
F．調査研究等	512,470	820,871	308,401
G．総合的・基盤的施策等	883,146	510,328	372,818

環境対策分類記号表

分類	分類記号	
公害防止等	自動車排ガス防止	A 1
	大気環境保全（悪臭防止含）	A 2
	水環境保全（水循環含）	A 3
	騒音・振動防止	A 4
	地盤環境保全（土壌汚染防止含）	A 5
	有害化学物質対策	A 6
	その他（総合的施策含）	A 7
地球環境保全	地球温暖化防止（エネルギー対策）	B 1
	オゾン層保護	B 2
	国際技術協力等	B 3
	その他（酸性雨ほか）	B 4
廃棄物処理・資源循環	一般廃棄物関係	C 1
	産業廃棄物関係	C 2
	その他（省資源・リサイクル）	C 3
自然環境保全、都市及び近郊の環境整備等	森林等保全・野生生物等保護	D 1
	二次的自然環境保全（農空間）	D 2
	水辺環境整備	D 3
	都市公園整備・各種緑化	D 4
	美しい景観保全・形成	D 5
	歴史的文化的環境形成	D 6
	その他	D 7
自主的活動の支援・促進	基金・助成・融資等	E 1
	普及啓発・イベント	E 2
	環境教育・学習	E 3
	情報提供・施設整備等	E 4
	エコビジネス支援	E 5
	人材育成	E 6
	その他	E 7
調査研究等	調査研究機関による調査研究	F 1
	その他（調査・検討）	F 2
総合的・基盤的施策等	総合的な条例・計画等の策定等	G 1
	環境影響評価	G 2
	庁内の環境管理	G 3
	公害紛争・公害苦情	G 4
	審議会・各種会議等運営	G 5
	その他	G 6